



福県医発第895号(地)
平成18年 7月21日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の関係通知の一部改正に関する資料の送付について

療養病床の再編に関しては、昨年より社会保障審議会等において審議が行われており、本年6月14日に「健康保険法等の一部を改正する法律案」が国会において可決・成立し、介護療養型医療施設は平成23年度末をもって廃止すること等が決定いたしました。これを受け、厚生労働省より発出された関係通知等が日本医師会より別紙のとおり届きましたのでお送りいたします。

今般の医療制度改革においては、社会的入院の是正を図り、患者の状態に応じた施設の適切な役割分担の推進を図るため、療養病床の再編成を行うこととされており、病床の円滑な転換を図るため、①平成23年度末までの経過措置として、医師・看護職員等の配置が緩和された経過型介護療養型医療施設の創設、②指定介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設に係る設備基準の特例等が設けられ、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）等の関係法令の改正にあわせ、関係通知の一部が改正され、平成18年7月1日より適用となっております。

つきましては、本件に関しまして関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、主な改正内容は下記のとおりです。

記

1. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第45号）

・受け入れている入院患者の実態に合わせて、きめ細かく効率的な運用を行うことができるよう、平成21年3月31日までの間、同一の病棟内であっても病室単位で医療保険適用と介護保険適用の病床が混在できる取扱いを拡大。

この場合における看護・介護要員の人数については、医療保険適用病床及び介護保険適用病床各々において、人員に関する基準を満たしていればよく、ま



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

た、設備については、当該病室を含む病棟全体として・設備に関する基準を満たしていればよい。

なお、この場合であっても、介護保険の病床の指定は、都道府県介護保険事業支援計画におけるサービス量の見込の範囲内となることは通常の指定の場合と同様。

- ・経過型介護療養型医療施設を設けた趣旨、人員・設備基準に関する内容を規定。

2. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第45号）

- ・療養病床等の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における設備基準上の特例を規定。

3. 指定居室サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）

- ・短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る人員・設備基準については、経過型介護療養型医療施設等を含め、本体施設において満たすべき人員・設備基準を満たしていればよい。

4. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）

- ・介護療養施設サービス等における療養型経過型介護療養施設サービス費等の創設に伴い、関係規定の整理。

5. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年老企第41号）

- ・介護療養施設サービス等における療養型経過型介護療養施設サービス費等の創設に伴い、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表等の記載要領について関係規定を整理。

- ・「経過型」等の区分を算定する場合には、介護老人保健施設等への移行準備計画を添付することが必要。

6. 介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年老老発第31号）

- ・経過型介護療養型医療施設における試行的退院サービス費の創設に伴い、関係規定を整理。

7. 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う
雲施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号・老振発第
0317001号・老老発第0317001号）

- ・介護予防短期入所療養介護費等における病院療養病床経過型介護予防短期
入所療養介護費等の創設に伴い、関係規定を整理。



(介 1 8)

平成 18 年 7 月 7 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

天 本



「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の
関係通知の一部改正に関する資料の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、療養病床の再編に関しては、昨年より社会保障審議会等において審議が行われているところですが、本年6月14日に「健康保険法等の一部を改正する法律案」が国会において可決・成立し、介護療養型医療施設は平成23年度末をもって廃止すること等が決定いたしました。これを受け、厚生労働省より発出された関係通知類につきまして、本会においても入手いたしましたので送付いたします。ご参考となれば幸いです。

敬具

記

添付資料

- ・健康保険法等の一部を改正する法律の成立等に伴う「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の関係通知の一部改正について
(老老発第 0630002 号 平 18.6.30 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

(参 考)

- ・医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(医政発第 0630015 号 平 18.6.30 厚生労働省医政局長通知)
- ・健康保険法等の一部を改正する法律の成立等に伴う医療法施行規則、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準、基本診療料の施設基準等の一部改正について
(平 18.6.30 厚生労働省医政局総務課・老健局老人保健課・保険局医療課 事務連絡)
- ・療養病床の再編成に関する相談体制の確保等について
(平 18.6.30 厚生労働省医政局総務課・老健局総務課・保険局総務課 事務連絡)



(介 1 8)
平成 18 年 7 月 7 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事

天 本 宏

「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の
関係通知の一部改正に関する資料の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、療養病床の再編に関しては、昨年より社会保障審議会等において審議が行われているところですが、本年 6 月 14 日に「健康保険法等の一部を改正する法律案」が国会において可決・成立し、介護療養型医療施設は平成 23 年度末をもって廃止すること等が決定いたしました。これを受け、厚生労働省より発出された関係通知類につきまして、本会においても入手いたしましたので送付いたします。ご参考となれば幸いです。

敬具

記

添付資料

- ・健康保険法等の一部を改正する法律の成立等に伴う「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の関係通知の一部改正について
(老老発第 0630002 号 平 18.6.30 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

(参 考)

- ・医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(医政発第 0630015 号 平 18.6.30 厚生労働省医政局長通知)
- ・健康保険法等の一部を改正する法律の成立等に伴う医療法施行規則、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準、基本診療料の施設基準等の一部改正について
(平 18.6.30 厚生労働省医政局総務課・老健局老人保健課・保険局医療課 事務連絡)
- ・療養病床の再編成に関する相談体制の確保等について
(平 18.6.30 厚生労働省医政局総務課・老健局総務課・保険局総務課 事務連絡)

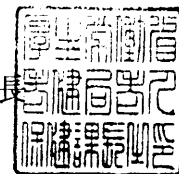
以上



老老発第0630002号
平成18年6月30日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



健康保険法等の一部を改正する法律の成立等に伴う「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の関係通知の一部改正について

今般の医療制度改革においては、社会的入院の是正を図り、患者の状態に応じた施設の適切な役割分担の推進を図るため、療養病床の再編成を行うこととしており、本年6月14日には介護療養型医療施設を平成23年度末をもって廃止すること等を内容とする健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）が成立し、また同年7月1日には、医療保険適用の療養病床において医療区分に基づく診療報酬が施行されることとなっている。

療養病床の再編成に当たっては、病床の円滑な転換を図るための転換支援措置等を講ずることとしており、今般、

- ③ 平成23年度末までの経過措置として、医師、看護職員等の配置が緩和された経過型介護療養型医療施設を創設するとともに、
- ④ 指定介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設に係る設備基準の特例等を設けることとし、

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）等の関係法令の改正にあわせ、関係通知の一部を下記のとおり改正し、平成18年7月1日より適用することとしたので、ご理解の上、引き続きご協力をお願いいたします。

記

1. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第45号）

別紙1のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 受け入れている入院患者の実態に合わせて、きめ細かく効率的な運用

を行うことができるよう、平成21年3月31日までの間、同一の病棟内であっても病室単位で医療保険適用と介護保険適用の病床が混在できる取扱いを拡大したこと。

この場合における看護・介護要員の人数については、医療保険適用病床及び介護保険適用病床各々において、人員に関する基準を満たしていればよく、また、設備については、当該病室を含む病棟全体として、設備に関する基準を満たしていればよいこととしたこと。

なお、この場合であっても、介護保険の病床の指定は、都道府県介護保険事業支援計画におけるサービス量の見込の範囲内となることは通常の指定の場合と同様であること。

- ・ 経過型介護療養型医療施設を設けた趣旨、人員・設備基準に関する内容を規定したこと。

2. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第45号）

別紙2のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 療養病床等の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における設備基準上の特例を規定したこと。

3. 指定居室サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）

別紙3のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 関係規定の整理を行うこと。
- ・ なお、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る人員・設備基準については、経過型介護療養型医療施設等を含め、本体施設において満たすべき人員・設備基準を満たしていれば足りるものであること。

4. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）

別紙4のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 介護療養施設サービス等における療養型経過型介護療養施設サービス費等の創設に伴い、関係規定の整理を行うこと。

5. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12

年老企第41号)

別紙5のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 介護療養施設サービス等における療養型経過型介護療養施設サービス費等の創設に伴い、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表等の記載要領について関係規定の整理を行うこと。
- ・ 「経過型」等の区分を算定する場合には、介護老人保健施設等への移行準備計画を添付することが必要であること。

6. 介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年老老発第31号）

別紙6のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 経過型介護療養型医療施設における試行的退院サービス費の創設に伴い、関係規定の整理を行うこと。

7. 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）

別紙7のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 介護予防短期入所療養介護費等における病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費等の創設に伴い、関係規定の整理を行うこと。

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年老企第45号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第二 指定の単位等について 一～四 (略) 五 例外的に、 ① <u>療養病棟(法第8条第26項に規定する療養病床等に係る病棟をいう。以下同じ。)を二病棟以下しか持たない病院及び診療所</u> ② <u>病院であって、当該病院の療養病棟(医療保険適用であるものに限る。)の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を受けようとするもの</u> ③ <u>病院(指定介護療養型医療施設であるものに限る。)であって、当該病院の療養病棟の病室のうち、当該病棟の病室数の二分の一を超えない数の病室を定め、当該病室に入院する者について療養の給付(健康保険法(大正11年法律第70号)第52条第1項の療養の給付をいう。)を行うために指定介護療養型医療施設の指定を除外しようとするもの</u> <u>のいずれかについては、病室単位で指定を受け、又は除外することができるものとする(②及び③に係る指定の効力は、平成21年3月31日までの間に限る。)。この場合、看護・介護要員の人数については、医療保険適用病床及び介護保険適用病床各々において、基準省令の人員に関する基準を満たしていればよく、また、設備については、当該病室を含む病棟全体として、基準省令の設備に関する基準を満たしていればよく、介護保険適用の患者専用の食堂等を設ける必要はない。</u>	第二 指定の単位等について 一～四 (略) 五 例外的に、<u>療養病床等に係る病棟を二病棟以下しか持たない病院については、病室単位で指定を受けることができるものとする。この場合、看護・介護要員の人数については、当該病室を含む病棟全体として、基準省令の人員・設備に関する基準を満たしていればよく、介護保険適用の患者専用の食堂等を設ける必要はない。診療所については、当該診療所のうち、療養病床等全体が基準省令の人員・設備に係る基準を満たしていればよい。</u>
第三 人員に関する基準・設備に関する基準 3 経過措置 (1)～(4) (略) (5) <u>経過型介護療養型医療施設の人員・設備基準</u> ① <u>療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が、介護老人保健施設等への円滑な転換を図れるよう、平成24年3月31日まで</u>	第三 人員に関する基準・設備に関する基準 3 経過措置 (1)～(4) (略)

の間の経過的類型として、経過型介護療養型医療施設を設ける。

② 経過型介護療養型医療施設の人員基準

経過型介護療養型医療施設の看護職員については、療養病床等に
係る病棟について、それぞれ常勤換算方法で、入院患者の数が8（老
人性認知症疾患療養病棟の看護職員にあっては、5）又はその端数
を増すごとに1以上、経過型介護療養型医療施設の介護職員につい
ては、療養病床等に係る病棟について、それぞれ常勤換算方法で、
入院患者の数が4（老人性認知症疾患療養病棟の介護職員にあって
は、6）又はその端数を増すごとに1以上でよいこととした。（基
準省令附則第18条及び第19条）

③ 経過型介護療養型医療施設の設備基準

経過型介護療養型医療施設の病室に隣接する廊下の幅は、内法に
よる測定で、1.2メートル以上（ただし、両側に居室がある廊下の幅
は、内法による測定で、1.6メートル以上）であればよいこととした。
（基準省令附則第20条及び第21条）

(6) (略)

(5) (略)

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年老企第44号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第三 施設及び設備に関する基準 4 経過措置 (1)～(5) (略) <u>(6) 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室の床面積は、平成24年3月31日までの間は、入所者一人当たり6.4平方メートル以上であればよいこととした。(基準省令附則第13条)</u> <u>(7) 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2メートル以上(ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上)であればよいこととした。(基準省令附則第14条)</u>	第三 施設及び設備に関する基準 4 経過措置 (1)～(5) (略)

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老企第25号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第三 介護サービス 9 短期入所療養介護 1 人員に関する基準・設備に関する基準(居宅基準第142条及び第143条) (1) 本則 いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院若しくは診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準(ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設並びにユニット型指定介護療養型医療施設及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。)を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。 (2) 経過措置 ① 厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所(居宅基準附則第5条)においては、当分の間、指定短期入所療養介護を行うことができるものとする。	第三 介護サービス 9 短期入所療養介護 1 人員に関する基準・設備に関する基準(居宅基準第142条及び第143条) (1) 本則 いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準(ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設並びにユニット型指定介護療養型医療施設及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。)を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。 (2) 経過措置 ① 厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所(居宅基準附則第5条)においては、当分の間、指定短期入所療養介護を行うことができるものとする。 ② <u>老人性認知症疾患療養病棟の人員・設備基準の経過措置</u> イ <u>当分の間、介護職員の員数は、常勤換算方法で、入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上でよいこととされたこと(居宅基準附則第6条)。</u> ロ <u>当分の間、老人性認知症疾患患者の作業療法の経験を有する看護師が1人以上勤務する老人性認知症疾患療養病棟においては、作業療法士が週1回以上当該老人性認知症疾患療養病棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、常勤の作業療法士を置かないことができるもの</u>

② (略)

としたこと(居宅基準附則第7条)。

ハ 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は6床以下であればよいこととされたこと(居宅基準附則第8条)。

ニ 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1・2メートル以上(ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1・6メートル以上)であればよいこととされたこと(居宅基準附則第9条)。

③ (略)

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年老企第 40 号)

改 正 後	改 正 前
第二 居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表 3 短期入所療養介護費 (1)・(2) (略) (3) 病院又は診療所における短期入所療養介護 ① 療養病床(医療法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律 141 号)附則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する経過の旧療養型病床群を含む。以下同じ。)を有する病院若しくは診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護 イ～ハ (略) 二 病院である短期入所療養介護事業所の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第 4 号ロ(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いはい以下のとおりであること。 a 看護職員又は介護職員の員数が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、<u>病院療養病床短期入所療養介護費の(Ⅲ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費にあつては、当該事業所の区分に応じ、認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費、特定認知症疾患型短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数が算定される。</u> b 短期入所療養介護を行う病棟において、看護・介護職員の員数については居宅サービス基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合(以下「正看比率」という。))が 2 割未満である場合は、病院療養病床短	第二 居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表 3 短期入所療養介護費 (1)・(2) (略) (3) 病院又は診療所における短期入所療養介護 ① 療養病床(医療法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律 141 号)附則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する経過の旧療養型病床群を含む。以下同じ。)を有する病院若しくは診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護 イ～ハ (略) 二 病院である短期入所療養介護事業所の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第 4 号ロ(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いはい以下のとおりであること。 a 看護職員又は介護職員の員数が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、病院療養病床短期入所療養介護費の(Ⅲ)、<u>ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費にあつては、当該事業所の区分に応じ、認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数が算定される。</u> b 短期入所療養介護を行う病棟において、看護・介護職員の員数については居宅サービス基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合(以下「正看比率」という。))が 2 割未満である場合は、病院療養病床短

期入所療養介護費の(Ⅲ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費にあつては、当該事業所の区分に応じ、認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費、特定認知症疾患型短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

c (略)

d 僻地に所在する病院であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であつて、短期入所療養介護を行う病棟における看護・介護職員の員数については居宅サービス基準に定める員数を満たしている(正看比率は問わない)が、医師の員数が居宅サービス基準に定める員数の6割未満であるものにおいては、病院療養病床短期入所療養介護費の(Ⅲ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費にあつては、当該事業所の区分に応じ、認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費、特定認知症疾患型短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

e (略)

ホ・ヘ (略)

② (略)

③ 病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(看護6:1、介護4:1の職員配置)を置いていない場合に行われるも

期入所療養介護費の(Ⅲ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費にあつては、当該事業所の区分に応じ、認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)、

(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

c (略)

d 僻地に所在する病院であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であつて、短期入所療養介護を行う病棟における看護・介護職員の員数については居宅サービス基準に定める員数を満たしている(正看比率は問わない)が、医師の員数が居宅サービス基準に定める員数の6割未満であるものにおいては、病院療養病床短期入所療養介護費の(Ⅲ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費にあつては、当該事業所の区分に応じ、認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

e (略)

ホ・ヘ (略)

② (略)

③ 病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(看護6:1、介護4:1の職員配置)を置いていない場合に行われるも

のである。ユニット型短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護6：1、介護4：1の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第4号口）。

なお、病院若しくは診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護又はユニット型短期入所療養介護に係る夜勤体制による減算は、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること。（夜勤職員基準第2号）

④ （略）

(4) （略）

(5) 特定介護老人保険施設短期入所療養介護費、特定病院療養病床短期入所療養介護費、特定診療所療養病床短期入所療養介護費、特定認知症対応型短期入所療養介護費、特定基準適合診療所短期入所療養介護費について

利用対象者は、在宅において生活しており、当該サービスを提供するに当たり常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定している。

(6)～(9) （略）

5 介護福祉施設サービス

(1)～(5) （略）

(6) ユニットにおける職員に係る減算について

ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする。（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）

(7)～(13) （略）

(14) 初期加算について

①・② （略）

③ 当該施設における過去の入所及び短期入所生活介護との関係
初期加算は、当該入所者が過去3月間（ただし、「自立度判定

のである。ユニット型短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護6：1、介護4：1の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第4号口）。

なお、病院若しくは診療所である一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護又はユニット型短期入所生活介護に係る夜勤体制による減算は、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること。（夜勤職員基準第2号）

④ （略）

(4) （略）

(5) 特定介護老人保険施設短期入所療養介護費、特定病院療養病床短期入所療養介護費、特定病院療養病床短期入所療養介護費、特定診療所療養病床短期入所療養介護費、特定認知症対応型短期入所療養介護費、特定基準適合診療所短期入所療養介護費について

利用対象者は、在宅において生活しており、当該サービスを提供するに当たり常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定している。

(6)～(9) （略）

5 介護福祉施設サービス

(1)～(5) （略）

(6) ユニットにおける職員に係る減算について

ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする。（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）

(7)～(13) （略）

(14) 初期加算について

①・② （略）

③ 当該施設における過去の入所及び短期入所生活介護との関係
初期加算は、当該入所者が過去3月間（ただし、「自立度判定

基準」によるランクⅢ、Ⅳ又は M に該当する者の場合は過去一月間とする。)の間に、当該指定介護老人福祉施設に入所したことがない場合に限り算定できることとする。

なお、当該指定介護老人福祉施設の併設又は空床利用の短期入所生活介護(単独型の場合であっても 1 の(2)の②に該当する場合を含む。)を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当該施設に入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期入所生活介護の利用日数を 30 日から控除して得た日数に限り算定するものとする。

④ (略)

(15)～(19) (略)

(20) 経口維持加算

① 経口維持加算のうち、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に係るものについて

イ 経口維持加算のうち、経管栄養は行われていないが、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者(経口維持加算(Ⅰ))及び摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者(経口維持加算(Ⅱ))に係るものについては、次に掲げる a から d までの通り、実施するものとする。

a 経口維持加算(Ⅰ)については、現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影(医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。以下同じ。)又は内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコーピー」をいう。以下同じ。)により誤嚥が認められることから、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けたものを対象とすること。

経口維持加算(Ⅱ)については、現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害を有し、水飲みテスト等により誤嚥が認められることから、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けたものを対象とすること。

b～d (略)

ロ (略)

基準」によるランクⅢ、Ⅳ又は M に該当する者の場合は過去一月間とする。)の間に、当該指定介護老人福祉施設に入所したことがない場合に限り算定できることとする。

なお、当該指定介護老人福祉施設の併設又は空床利用の短期入所生活介護(単独型の場合であっても 1 の(2)の②に該当する場合を含む。)を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した場合(短期入所から退所した翌日に当該施設に入所した場合を含む。)については、初期加算は入所直前の短期入所生活介護の利用日数を 30 日から除して得た日数に限り算定するものとする。

④ (略)

(15)～(19) (略)

(20) 経口維持加算

① 経口維持加算のうち、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に係るものについて

イ 経口維持加算のうち、経管栄養は行われていないが、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者(経口維持加算(Ⅰ))及び摂食機能障害を有し誤嚥が認められる者(経口維持加算(Ⅱ))に係るものについては、次に掲げる a から d までの通り、実施するものとする。

a 経口維持加算(Ⅰ)については、現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影(医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。以下同じ。)又は内視鏡検査(医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコーピー」をいう。以下同じ。)により誤嚥が認められることから、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けたものを対象とすること。

経口維持加算(Ⅱ)については、現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害を有し、水飲みテスト等により誤嚥が認められることから、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けたものを対象とすること。

b～d (略)

ロ (略)

(21) ~ (24) (略)

6 介護保健施設サービス

(1) ~ (11) (略)

(12) 入所者が試行的退所したときの費用の算定について

① ~ ⑥ (略)

⑦ 利用者の試行的退所期間中は、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所療養介護に活用することは可能であること。
この場合において試行的退所サービス費を併せて算定することは可能であること。

⑧ (略)

(13) ~ (22) (略)

7 介護療養施設サービス

(1) ~ (7) (略)

(8) 人員基準欠如による所定単位数の減算について

病院である指定介護療養型医療施設の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第 13 号イ(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いとは以下のとおりであること。

① 指定介護療養施設サービスを行う病棟における看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、

イ 療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費については、療養型介護療養施設サービス費の(Ⅲ)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数が算定される。

ロ (略)

② (略)

③ 介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行う病棟における看護・介護職員の員数については指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に

(21) ~ (24) (略)

6 介護保健施設サービス

(1) ~ (11) (略)

(12) 入所者が試行的退所したときの費用の算定について

① ~ ⑥ (略)

⑦ 利用者の試行的退所期間中は、当該利用者の同意があれば、そのベットを短期入所療養介護に活用することは可能であること。
この場合において試行的退所加算を併せて算定することは可能であること。

⑧ (略)

(13) ~ (22) (略)

7 介護療養施設サービス

(1) ~ (7) (略)

(8) 人員基準欠如による所定単位数の減算について

病院である指定介護療養型医療施設の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第 13 号イ(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いとは以下のとおりであること。

① 指定介護療養施設サービスを行う病棟における看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、

イ 療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費については、病院療養病床介護療養施設サービス費の(Ⅲ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)の所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数が算定される。

ロ (略)

② (略)

③ 介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行う病棟における看護・介護職員の員数については指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に

対する割合（以下「正看比率」という。）が 2 割未満である場合は、

イ 療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費については、療養型介護療養施設サービス費の(Ⅲ)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の所定単位数に 100 分の 90 を乗じて得た単位数が算定される。

ロ （略）

④ （略）

⑤ 僻地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であって、介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行う病棟における看護・介護職員の員数については指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たしているが、医師の員数が指定介護療養型医療施設基準に定める員数の 6 割未満であるもの（正看比率は問わない）においては、療養型介護療養施設サービス費の(Ⅲ)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の所定単位数に 100 分の 90 を乗じて得た単位数が算定される。

⑥ （略）

(9) 所定単位数を算定するための施設基準について

療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費のそれぞれ所定単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。

① 療養型介護療養施設サービス費（施設基準第 39 号において準用する施設基準第 8 号二）

イ 看護職員の最少必要数の 2 割以上が看護師であること。

ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になっていないこと。

ハ 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。

対する割合（以下「正看比率」という。）が 2 割未満である場合は、

イ 療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費については、病院療養病床介護療養施設サービス費の(Ⅲ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)の所定単位数に 100 分の 90 を乗じて得た単位数が算定される。

ロ （略）

④ （略）

⑤ 僻地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であって、介護支援専門員及び指定介護療養施設サービスを行う病棟における看護・介護職員の員数については指定介護療養型医療施設基準に定める員数を満たしているが、医師の員数が指定介護療養型医療施設基準に定める員数の 6 割未満であるもの（正看比率は問わない）においては、病院療養病床介護療養施設サービス費の(Ⅲ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)の所定単位数に 100 分の 90 を乗じて得た単位数が算定される。

⑥ （略）

(9) 所定単位数を算定するための施設基準について

療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費のそれぞれ所定単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、次に掲げる基準を満たす必要があること。

① 療養型介護療養施設サービス費（施設基準第 39 号において準用する施設基準第 8 号二）

イ 看護職員の最少必要数の 2 割以上が看護師であること。

ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になっていないこと。

ハ 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。

a ユニット型でない場合

(a) 一の病室の病床数が4床以下であること。

(b) 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。

(c) 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)以上であること。ただし、療養型経過型介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、1.2メートル(両側に居室がある廊下については、1.6メートル)以上とする。

b ユニット型の場合

(略)

ニ・ホ (略)

② 診療所型介護療養施設サービス費(施設基準第39号において準用する施設基準第8号ト)

(略)

③ 認知症疾患型介護療養施設サービス費(施設基準第39号において準用する施設基準第8号チ)

イ 看護職員の最少必要数の2割以上が看護師であること。

ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になっていないこと。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟の病室が次の基準を満たすこと。

a 一の病室の病床数が4床以下であること。

b 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。

c 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)以上であること。ただし、認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定する指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、1.2メートル(両側に居室がある廊下については、1.6メートル)以上とする。

(10) (略)

(11) 一部ユニット型指定介護療養型医療施設における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

一部ユニット型指定介護療養型医療施設の各類型の介護療養施設

a ユニット型でない場合

(a) 一の病室の病床数が4床以下であること。

(b) 入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートル以上であること。

(c) 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)以上であること。

b ユニット型の場合

(略)

ニ・ホ (略)

② 診療所型介護療養施設サービス費(施設基準第39号において準用する施設基準第8号ト)

(略)

③ 認知症疾患型介護療養施設サービス費(施設基準第39号において準用する施設基準第8号チ)

イ 看護職員の最少必要数の2割以上が看護師であること。

ロ 医師及び介護支援専門員の員数が、いわゆる人員基準欠如になっていないこと。

(10) (略)

(11) 一部ユニット型指定介護療養型医療施設における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

一部ユニット型指定介護療養型医療施設の各類型の介護療養施設

サービス費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（看護６：１、介護４：１の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。<u>一部ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット型介護療養施設サービス費</u>に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護６：１、介護４：１の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第１３号イ及びロ）。 (12)～(16) （略） <u>(17) 入院患者が試行的退院したときの費用の算定について</u> <u>６の(12)を準用する。</u> <u>(18)～(28)</u> （略）	サービス費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（看護６：１、介護４：１の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。<u>ユニット型指定介護療養型医療施設</u>に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護６：１、介護４：１の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第１３号イ及びロ）。 (12)～(16) （略） <u>(17)～(27)</u> （略）
(様式) 別紙様式 1 別紙様式 2	(様式) 別紙様式 1 別紙様式 2

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成12年老企第41号)

改 正 後	改 正 前
第五 体制状況一覧表の記載要領について 11 短期入所療養介護(病院療養型) ① (略) ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって<u>居宅サービス単位数表9口(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。</u> なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については<u>居宅サービス単位数表9口(2)に該当する場合は「病院経過型」と、それ以外は「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。</u> <u>また、「病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。</u> ③～⑭ (略) 13 短期入所療養介護(認知症疾患型) ① (略) ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって<u>居宅サービス単</u>	第五 体制状況一覧表の記載要領について 11 短期入所療養介護(病院療養型) ① (略) ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第155条の4に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。 なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第155条の15に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。 ③～⑭ (略) 13 短期入所療養介護(認知症疾患型) ① (略) ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービ

位数表 9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第 155 条の 4 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定居宅サービス基準第 155 条の 15 に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については居宅サービス単位数表 9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑩ (略)

19 介護療養型医療施設(病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であつて施設サービス単位数表 3イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、それ以外で、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については施設サービス単位数表 3イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と、それ以外は「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」とそれぞれ記載させること。

ス基準第 155 条の 4 に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定居宅サービス基準第 155 条の 15 に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

③～⑩ (略)

19 介護療養型医療施設(病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であつて「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第 37 条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第 51 条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

③～⑫ (略)

21 介護療養型医療施設(認知症疾患型)

① (略)

- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表3ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については施設サービス単位数表3ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

③～⑧ (略)

30 介護予防短期入所療養介護(病院療養型)

① (略)

- ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させ

③～⑫ (略)

21 介護療養型医療施設(認知症疾患型)

① (略)

- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第51条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

③～⑧ (略)

30 介護予防短期入所療養介護(病院療養型)

① (略)

- ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第205条第1項第2号又は第3号に規定するユニット型指定介

ること。また、それ以外で、指定介護予防サービス基準第 205 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定介護予防サービス基準第 218 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については介護予防サービス介護給付費単位数表 9 口(2)に該当する場合は「病院経過型」と、それ以外はユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑭ (略)

32 介護予防短期入所療養介護(認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて介護予防サービス介護給付費単位数表 9 ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サービス基準第 205 条第 5 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防サービス基準第 218 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については介護予防サービス介護給付費単位数表 9 ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それ

介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「病院療養型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型病院療養型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定介護予防サービス基準第 218 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」と、それぞれ記載させること。

③～⑭ (略)

32 介護予防短期入所療養介護(認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて指定介護予防サービス基準第 205 条第 5 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防サービス基準第 218 条第 1 項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

ぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合には、別途
介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計
画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付
すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出
ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑩ (略)

③～⑩ (略)

(様式)

別紙 1 (内容変更有)
別紙 1 - 2 (内容変更有)
別紙 1 - 3 (内容変更無)
別紙 2 (内容変更無)
別紙 3 (内容変更無)
別紙 3 - 2 (内容変更無)
別紙 4 (内容変更無)
別紙 5 (内容変更無)
別紙 5 - 2 (内容変更無)
別紙 6 (内容変更無)
別紙 7 (内容変更無)
別紙 8 (内容変更無)
別紙 9 (内容変更無)
別紙 9 - 2 (内容変更無)
別紙 10 (内容変更無)
別紙 10 - 2 (内容変更無)
別紙 11 (内容変更無)

(様式)

別紙 1
別紙 1 - 2
別紙 1 - 3
別紙 2
別紙 3
別紙 3 - 2
別紙 4
別紙 5
別紙 5 - 2
別紙 6
別紙 7
別紙 8
別紙 9
別紙 9 - 2
別紙 10
別紙 10 - 2
別紙 11

事案所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その施設が提供する体制等				割引
各サービス共通			地域区分	1 特別区 2 特別市 3 市 4 市 5 その他				-
11	訪問介護	1 身体介護	特別地域加算	1 なし 2 あり			1 なし 2 あり	
		2 生活援助	特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
		3 通院等車送介助						
12	訪問入浴介護		特別地域加算	1 なし 2 あり			1 なし 2 あり	
13	訪問看護	1 訪問看護ステーション	特別地域加算	1 なし 2 あり				
		2 病院又は診療所	緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり				
			特別看護体制 ターミナルケア体制	1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり				
14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設						
15	通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 5 療養通所介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員			1 なし 2 あり	
			大規模事業所	1 非該当 2 該当				
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可				
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり				
			入浴介助体制	1 なし 2 あり				
			若年性認知症ケア体制	1 なし 2 あり				
			栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり				
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり				
16	通所リハビリテーション	1 通常規模の医療機関 2 小規模診療所 3 介護老人保健施設	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士				
			大規模事業所	1 非該当 2 該当				
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可				
			入浴介助体制	1 なし 2 あり				
			若年性認知症ケア体制	1 なし 2 あり				
			栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり				
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり				
			特別地域加算	1 なし 2 あり				
17	福祉用具貸与							
21	短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型			1 なし 2 あり	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員				
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
			機能訓練指導体制	1 なし 2 あり				
			選抜体制	1 対応不可 2 対応可				
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士				
			緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可				
			要介護者体制	1 対応不可 2 対応可				
22	短期入所介護	1 介護老人保健施設 2 ユニット型介護老人保健施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型				
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士				
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
			リハビリテーション機能強化	1 なし 2 あり				
			選抜体制	1 対応不可 2 対応可				
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士				
			認知症ケア加算	1 なし 2 あり				
			緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可				

23	短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 送迎体制 栄養管理の評価 緊急受入体制 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 4 加算型 III 5 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 I 3 減算型 II 4 減算型 III 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 1 対応不可 2 対応可 1 重症皮膚褥瘡指導管理 2 褥瘡管理指導 1 理学療法 I 2 理学療法 II 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 I 3 減算型 II 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 1 対応不可 2 対応可 1 重症皮膚褥瘡指導管理 2 褥瘡管理指導 1 理学療法 I 2 理学療法 II 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 対応不可 2 対応可	
		2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 送迎体制 栄養管理の評価 緊急受入体制 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 I 3 減算型 II 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 1 対応不可 2 対応可 1 重症皮膚褥瘡指導管理 2 褥瘡管理指導 1 理学療法 I 2 理学療法 II 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 対応不可 2 対応可	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 送迎体制 栄養管理の評価 緊急受入体制 リハビリテーション提供体制	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 1 対応不可 2 対応可 1 精神科作業療法 2 その他 1 対応不可 2 対応可	
		4 基準適合診療所型		送迎体制 栄養管理の評価	1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 有料老人ホーム 3 介護老人ホーム 4 高齢者専用賃貸住宅	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況 個別機能訓練体制 夜間看護体制	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可	1 なし 2 あり
43	居宅介護支援			特別地域加算 特定事業所加算	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり	
51	介護老人福祉施設	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設		夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 高度化対応体制 准ユニットケア体制 個別機能訓練体制 常勤専従医師配置 精神科医師定期的療養指導 障害者生活支援体制 栄養管理の評価 身体拘束防止取組の有無 看取り介護体制 在宅・入所相互利用体制	1 基準型 2 減算型 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可	1 なし 2 あり
52	介護老人保健施設	1 介護保健施設 2 ユニット型介護保健施設 3 小規模介護保健施設 4 ユニット型小規模介護保健施設		夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 栄養管理の評価 認知症ケア加算 身体拘束防止取組の有無	1 基準型 2 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり	

53	介護施設型施設	1 病院併設型 6 ユニット型病院併設型 A 病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	
		2 診療所型 7 ユニット型診療所型	1 I型 2 II型	医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				身体拘束防止取組の有無	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚温病指導管理 2 薬剤管理指導	
		3 認知症疾患型 B ユニット型認知症疾患型 D 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				身体拘束防止取組の有無	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚温病指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア・マネジメント体制	
				身体拘束防止取組の有無	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	

(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	地 該 当 す る 体 制 等	
各サービス共通				地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他
11 訪問介護	1 身体介護			特別地域加算	1 なし 2 あり
	2 生活援助			特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
	3 通院等送迎介助				
13 訪問看護	1 訪問看護ステーション			特別地域加算	1 なし 2 あり
	2 病院又は診療所				
15 通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所			総員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				大規模事業所	1 非該当 2 該当
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり
				入浴介助体制	1 なし 2 あり
				若年性認知症ケア体制	1 なし 2 あり
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考（別紙1）居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。
- 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5）を添付してください。
- 5 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙8）を添付してください。
- 6 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
- （例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養管理体制」…管理栄養士・栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、
「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- 7 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 8 「入浴介助体制」については、浴室の平面図を添付してください。
- 9 「栄養管理の評価」については、1～4（又は1～3）のいずれか一つを選んで○印を付けてください。
- 具体的には、栄養ケア・マネジメント体制がとれている場合には4のみに○印を付けてください。栄養士も管理栄養士も配置されている場合には、3のみに○印を付けてください。
「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」（別紙11）を添付してください。
- 10 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 11 「緊急受入体制」「夜間看護体制」については、「緊急受入体制及び夜間看護体制に係る届出書」（別紙9）を添付してください。
- 12 「重度化対応体制」については、「重度化対応体制に係る届出書」（別紙9-2）を添付してください。
- 13 「特定事業所加算」については、「特定事業所加算に係る届出書」（訪問介護事業所については別紙10、居宅介護支援事業所については別紙10-2）を添付してください。
- 14 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 15 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

- （1）看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- （2） ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員（病院において従事するものを除く。）、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）
イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（1）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。（（1）が優先する。）

ウ 介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 4 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

備考（別紙1）介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サテライト事業所

- 備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス・介護予防支援)

事業所番号

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等					割引
各サービス共通			地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他				—
61 介護予防訪問介護			特別地域加算	1 なし 2 あり				1 なし 2 あり
62 介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし 2 あり				1 なし 2 あり
63 介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし 2 あり				
			緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり				
64 介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		特別管理体制	1 対応不可 2 対応可				
65 介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員				
			運動器機能向上体制	1 なし 2 あり				
			栄養改善体制	1 なし 2 あり				
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり				
			事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり				
66 介護予防通所リハビリテーション			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士				
			運動器機能向上体制	1 なし 2 あり				
			栄養改善体制	1 なし 2 あり				
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり				
			事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり				
67 介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり				
24 介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型				
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員				
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
			機能訓練指導体制	1 なし 2 あり				
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可				
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士				
25 介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設 2 ユニット型介護老人保健施設		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型				
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士				
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
			リハビリテーション機能強化	1 なし 2 あり				
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可				
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士				

26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ 4 減算型Ⅲ	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
		2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ 3 減算型Ⅱ	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
		2 経費老人ホーム		個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
		3 養護老人ホーム				
		4 高齢者専用賃貸住宅				

(別紙1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

事業所番号

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	該当する体制等	
各サービス共通				地域区分	1 特別区 2 特甲地 3 甲地 4 乙地 5 その他
61	介護予防訪問介護			特別地域加算	1 なし 2 あり
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし 2 あり
65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				運動器機能向上体制	1 なし 2 あり
				栄養改善体制	1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
				事業所評価加算(申出)の有無	1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考（別紙１－２）介護予防サービス・介護予防支援

- 備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に○印を付してください。
- 2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。
- 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５）を添付してください。
- 5 「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。
- 6 その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
- （例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養管理体制」…管理栄養士・栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- 7 「栄養管理の評価」については、１～３のいずれか一つを選んで○印をつけてください。
- 具体的には、栄養士も管理栄養士も配置されている場合には、３にのみ○印をつけてください。
- 「栄養管理体制及び栄養ケア・マネジメントに関する届出書」（別紙１１）を添付してください。
- 8 「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
- 9 「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
- 10 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
- （１）看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- （２） ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）
- イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の６０％を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
- ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口５万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地
- 3 山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域活性化特別措置法（平成２年法律第１５号）第２条第１項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（１）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。（（１）が優先する。）

- 注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
- 4 介護予防短期入所療養介護にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。
- 5 一体的に運営がされている介護サービスに係る届出がされ、別紙等が添付添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考（別紙１－２）介護予防サービス・介護予防支援 サテライト事業所

- 備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

○介護給付費請求書等の記載要領について(平成13年老老発第31号)

改 正 後	改 正 前
2 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二から第十まで) (1) (略) (2) 項目別の記載要領 ①～⑧ (略) ⑨入退所日等(施設等入所分。様式第六から第六の四、第八、第九及び第十について記載) ア～ウ (略) エ 外泊日数(介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院日数を含む) 入所(院)(居)期間中に、被保険者等が外泊、<u>介護老人保健施設入所中に試行的退所又は療養病床を有する病院である経過型介護療養型医療施設入院中に試行的退院</u>(介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院を含む)した場合、外泊、<u>介護老人保健施設入所中に試行的退所又は療養病床を有する病院である経過型介護療養型医療施設入院中に試行的退院</u>(介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院を含む)を開始した日及び施設に戻った日を含まない日数(例えば2泊3日の場合は1日)を記載すること。 オ・カ (略) ⑩～⑳ (略)	2 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二から第十まで) (1) (略) (2) 項目別の記載要領 ①～⑧ (略) ⑨入退所日等(施設等入所分。様式第六から第六の四、第八、第九及び第十について記載) ア～ウ (略) エ 外泊日数(介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院日数を含む) 入所(院)(居)期間中に、被保険者等が外泊<u>若しくは</u>介護老人保健施設入所中に試行的退所(介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院を含む)した場合、外泊<u>若しくは</u>介護老人保健施設入所中に試行的退所(介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院を含む)を開始した日及び施設に戻った日を含まない日数(例えば2泊3日の場合は1日)を記載すること。 オ・カ (略) ⑩～⑳ (略)

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 9 介護予防短期入所療養介護費 (1)・(2) (略) (3) 病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護 ① 療養病床(医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律141号)附則第2条第3項第5号に規定する経過旧療養型病床群を含む。以下同じ。)を有する病院若しくは診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護イ～ハ (略) ニ 病院である介護予防短期入所療養介護事業所の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第17号ロ(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いは以下のとおりであること。 a 看護職員又は介護職員の員数が介護予防サービス基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、<u>病院療養病床介護予防短期入所療養介護費の(Ⅲ)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費若しくはユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)、認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数が算定される。</u> b 介護予防短期入所療養介護を行う病棟において、看護・介護職員の員数については介護予防サービス基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合(以下「正看比率」という。)が2割未満である場合は、<u>病院療養病床介護予防短期入所療養介護費の(Ⅲ)、病院療養病床</u>	第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 9 介護予防短期入所療養介護費 (1)・(2) (略) (3) 病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護 ① 療養病床(医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律141号)附則第2条第3項第5号に規定する経過旧療養型病床群を含む。以下同じ。)を有する病院若しくは診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護イ～ハ (略) ニ 病院である介護予防短期入所療養介護事業所の人員基準欠如による所定単位数の減算の基準は、職員配置基準第17号ロ(2)において規定しているところであるが、具体的な取扱いは以下のとおりであること。 a 看護職員又は介護職員の員数が介護予防サービス基準に定める員数を満たさない場合は、他の職種の配置数とは関係なく、<u>病院療養病床介護予防短期入所療養介護費の(Ⅲ)若しくはユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくはユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数が算定される。</u> b 介護予防短期入所療養介護を行う病棟において、看護・介護職員の員数については介護予防サービス基準に定める員数を満たすが、看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合(以下「正看比率」という。)が2割未満である場合は、<u>病院療養病床介護予防短期入所療養介護費の(Ⅲ)若しくはユニッ</u>

経過型介護予防短期入所療養介護費若しくはユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)、認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

c (略)

d 僻地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であって、介護予防短期入所療養介護を行う病棟における看護・介護職員の員数については介護予防サービス基準に定める員数を満たしている(正看比率は問わない)が、医師の員数が介護予防サービス基準に定める員数の6割未満であるものにおいては、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費の(Ⅲ)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費若しくはユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費若しくはユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

e (略)

ホ・ヘ (略)

② (略)

③ 病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護予防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(看護6:1、介護4:1の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。ユニット型介護予防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位

ト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくはユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

c (略)

d 僻地に所在する病院であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出ていない病院又は僻地以外に所在する病院であって、介護予防短期入所療養介護を行う病棟における看護・介護職員の員数については介護予防サービス基準に定める員数を満たしている(正看比率は問わない)が、医師の員数が介護予防サービス基準に定める員数の6割未満であるものにおいては、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費の(Ⅲ)若しくはユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくはユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費の(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数が算定される。

e (略)

ホ・ヘ (略)

② (略)

③ 病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護予防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(看護6:1、介護4:1の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。ユニット型介護予防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位

数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護６：１、介護４：１の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第１７号口）。

なお、病院若しくは診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護予防短期入所療養介護又はユニット型介護予防短期入所療養介護に係る夜勤体制による減算は、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること。（夜勤職員基準第９号）

④ （略）
(4)～(7) （略）

数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護６：１、介護４：１の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（職員配置等基準第１７号口）。

なお、病院若しくは診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護予防短期入所生活介護又はユニット型介護予防短期入所生活介護に係る夜勤体制による減算は、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること。（夜勤職員基準第９号）

④ （略）
(4)～(7) （略）



事務連絡
平成18年6月30日

地方社会保険事務局
都道府県 衛生主管部(局)
介護保険主管部(局)
民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

厚生労働省医政局総務課

老健局老人保健課

保険局医療課

健康保険法等の一部を改正する法律の成立等に伴う医療法施行規則、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準、基本診療料の施設基準等の一部改正について

今般の医療制度改革においては、社会的入院の是正を図り、患者の状態に応じた施設の適切な役割分担の推進を図るため、療養病床の再編成を行うこととしており、本年6月14日には介護療養型医療施設を平成23年度末をもって廃止すること等を内容とする健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）が成立し、また同年7月1日には、医療保険適用の療養病床において医療区分に基づく診療報酬が施行されることとなっている。

療養病床の再編成に当たっては、病床の円滑な転換を図るための転換支援措置等を講ずることとしており、今般、平成23年度末までの経過措置として、医師、看護職員等の配置が緩和された経過型介護療養型医療施設及び介護保険移行準備病棟を創設するとともに、所要の経過措置を定めることとしたことから、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号）等の関係法令を改正し、平成18年7月1日より適用することとしたところである。

については、下記のとおり、関係法令を送付するので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 別添1 療養病床の再編成に係る平成18年7月1日施行の関係法令一覧
- 別添2 官報の写し（関係部分抜粋）
- 別添3 新旧対照表

療養病床の再編成に係る平成18年7月1日施行の関係法令一覧

	法令名	法令番号	概要	主担当部局
1	医療法施行規則の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第133号	1. 療養病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者に係る人員配置標準の見直し 療養病床における入院患者に対する看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置をそれぞれ4：1以上とする。 2. 人員配置標準を緩和するなどの経過的類型の創設 平成24年3月31日までに介護老人保健施設等に転換する精神病床及び療養病床について、当該転換までの間、人員配置標準及び設備基準を以下のとおりとする。 【人員基準】 ○転換する病床に係る医師の配置を96：1とするもの。ただし、転換する病床のみを有する病院については、医師の最低数を2とする。 ○転換する病床に係る看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置を以下のとおりとするもの。 ・看護師及び准看護師 9：1以上 ・看護補助者 9：2以上 【設備基準】 ○転換する病床に隣接する廊下について、廊下幅の基準を内法1. 2m以上（両側に居室がある場合、内法1. 6m以上）とするもの。	医政局総務課
2	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第136号	関係規定の整理を行うもの。	老健局老人保健課
3	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第137号	同上	同上

4	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第138号	療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟から転換した介護老人保健施設について、 ○ 平成24年3月31日までの間は、入所者1人当たりの面積基準を6.4㎡とするもの。 ○ 廊下幅の基準について、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）とするもの。	同上
5	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令	平成18年厚生労働省令第139号	平成24年3月31日までの措置として創設する経過型介護療養型医療施設について人員・設備基準を以下のとおりとするもの。 【人員基準】 ○看護職員・介護職員の配置をそれぞれ下記のとおりとするもの。 ・療養病床を有する病院の場合 看護8:1以上 介護4:1以上 ・老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の場合 看護5:1以上 介護6:1以上 【設備基準】 ○現行の廊下幅の基準を内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）とするもの。	同上
6	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第414号	短期入所療養介護費において、病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型短期入所療養介護費の報酬類型を定めるもの。	同上
7	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第415号	○介護療養施設サービス費において、療養型経過型介護療養施設サービス費及び認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の報酬類型を定めるもの。 ○療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設については、試行的退院サービス費を算定することができる旨を定めるもの。	同上
8	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第416号	介護予防短期入所療養介護費において、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費の報酬類型を定めるもの。	同上
9	厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第417号	関係規定の整理を行うもの。	同上
10	厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第418号	同上	同上

11	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第419号	同上	同上
12	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第420号	同上	同上
13	介護保険法施行規則第68条第3項及び第87条第3項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第421号	同上	同上
14	介護保険法第51条の2第2項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の2第2項第二号に規定する特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第422号	同上	同上
15	厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第423号	同上	同上
16	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第424号	同上	同上
17	基本診療料の施設基準等の一部を改正する件	平成18年厚生労働省告示第400号	療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病床入院基本料2の施設基準等を定めるもの。	保険局医療課



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 財務省組織規則の一部を改正する省令(財務四七)
- 税理士法施行規則の一部を改正する省令(同四八)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三三)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(同一一三)
- 厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(同一一四)
- 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同一一五)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(同一一六)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同一一七)

二

- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令(同一一八)
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同一一九)
- 独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六一)
- 農林水産省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(同六二)
- 国土交通省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(国土交通七三)
- 環境省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(環境二二)

〔告 示〕

- 電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件(総務三七八)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件(財務二六二)
- 財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件の一部を改正する件(同二六三)
- 財務省の保有する個人情報情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件の一部を改正する件(同二六四)

三

- 物価連動国債の取扱いに関する省令第二条の規定に基づき物価連動国債の想定元金額の算出に關し必要な事項を定める件の一部を改正する件(同二六五)
- 平成十八年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件(文部科学八六)
- 学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示(同八七)
- 高度専門士の称号の付与に關し文部科学大臣が高度専門士と称することのできる専修学校専門課程として個別に認めた件(同八八)
- 専門士の称号の付与に關し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができるとする専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認める件(同八九)
- 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第四条第一項の規定に基づき、特定高速電子計算機施設の共用の促進に關する基本的な方針を定める件(同九〇)
- 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(厚生労働四〇〇)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を改正する件(同四〇一)
- 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件(同四〇二)

三

- 次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進センターを指定した件(同四〇三)
- 介護保険法施行規則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額を定める件(同四〇四)
- 介護保険法施行規則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を定める件(同四〇五)
- 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する件(同四〇六)
- 介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額を定める件(同四〇七)
- 介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(同四〇八)
- 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同四〇九)

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(同四一〇)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件(同四一一)

(同四一一)

○知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四一二)

(同四一二)

○身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四一三)

(同四一三)

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四一四)

(同四一四)

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四一五)

(同四一五)

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四一六)

(同四一六)

○厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件(同四一七)

(同四一七)

○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件(同四一八)

(同四一八)

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件(同四一九)

(同四一九)

○厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件(同四二〇)

(同四二〇)

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

○介護保険法第五十一条の二第二項二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件(同四二二)

(同四二二)

○厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件(同四二三)

(同四二三)

○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件(同四二四)

(同四二四)

○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件(農林水産九一〇)

(農林水産九一〇)

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第一条の規定に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し主務大臣が定める基準を定める件(同九一一)

(同九一一)

○造船業財務諸表準則の一部を改正する告示(国土交通七三〇)

(国土交通七三〇)

○環境基本法第十六条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件(環境九三)

(環境九三)

○道路に関する件(東北地方整備局一一五一一八)

(東北地方整備局一一五一一八)

○道路に関する件(関東地方整備局三一七)

(関東地方整備局三一七)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(同三一八、三一九)

(同三一八、三一九)

(同三一八、三一九)

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

○都市計画に関する件(同三二〇、三二一)

(同三二〇、三二一)

○道路に関する件(北陸地方整備局一〇三、一〇四)

(北陸地方整備局一〇三、一〇四)

○筑後川水系佐賀江川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(九州地方整備局一一三)

(九州地方整備局一一三)

○筑後川水系城原川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一四)

(同一一四)

○筑後川水系宝満川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一五)

(同一一五)

○筑後川水系巨瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一六)

(同一一六)

○筑後川水系佐田川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一七)

(同一一七)

○筑後川水系花月川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一八)

(同一一八)

○筑後川水系玖珠川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一九)

(同一一九)

○道路に関する件(同二二〇、二二二)

(同二二〇、二二二)

○道路に関する件(北海道開発局六一、六四)

(北海道開発局六一、六四)

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

(公 告)

諸 事 項

官 庁

特恵関税、製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係
裁判所
破産、免責、再生関係

2 施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者は、第百七十二条の二において

の間、次のいづれかに該当しているにつき市町村の認定を受けている者とする。

下のもの
三又三寸判寫二二三英高三頁第二号に屬する者であつて、老齢福祉年金の受給権を

二 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第二号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの

第八十二條の六から第八十三條の八までの規定は、第一項又は前項の規定による市町村の決定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の六第二項	前条の 要介護被保険者	附則第二十七条第一項又は第二項の
第八十三条の六第四項	様式第一号の二 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に	地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設に
第八十三条の六第五項	要介護被保険者 前条各号	要介護旧措置入所者 要介護旧措置入所者 要介護旧措置入所者 附則第二十七条第一項各号又は第二項各号
第八十三条の六第七項、第九項及び第十項	要介護被保険者 前条第一項の 要介護被保険者 特定介護サービス 特定介護サービス 特定介護保険施設等（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ。）	要介護旧措置入所者（施行法第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。附則第二十七条第三項において準用する第四項、第五項、第七項、第九項及び第十項、次条並びに第八十三条の八において同じ。） 附則第二十七条第一項各号又は第二項各号 指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設

[illegible]

附則
省令は、平成十八年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十条の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五

号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「に係る病室の入院患

者の数を六をもつて除した数と」を削り、同項第

五号中「六」を「四」に改める

第二十一条の二第二号及び第三号中「六」を「四」に改める。

第四十九条中「並びに」を、「第五十二条第二項及び」に改める。

附則に次の二条を加える。

第五十一条 精神病床（介護保険法施行令（平成

十年政令第四百十二号、第四号第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条

において同じ。)又は療養病床を有する病院の関

設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少

させるとともに、当該病院の施設を介護老人保

健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十

十八年法律第百三十三号) 第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床(以下この条及び次条において「転換病床」という)に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る)は、第十六条第一項第十一号イ中「一・ハメートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十二條 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る)は、第十九条第一項第一号の各号に掲げる数を合算して得た数(以下この項において「特定数」という)が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数とする。

一 転換病床以外の精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数

二 転換病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数

三 精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。)の数を四(外来患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。)の数を二・五(耳鼻いんこう科又は眼科については、五をもつて除した数

2 第五十條第一項の規定により法第七條第二項の許可を受けた病院であつて前項の規定の適用を受けるものについては、第五十條第三項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第一号」とあるのは「第五十二條第一項第一号」とする。

3 転換病床のみを有する病院に係る第一項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「第二号及び第四号」と、「五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

4 第五十條第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける病院について準用する。この場合において、第五十條第四項中「前条」とあるのは「前条及び第五十二條第三項」と、「第四十九條」とあるのは「第五十二條第三項」と読み替へるものとする。

5 第一項及び第三項に規定する病院に置くべき看護師及び准看護師の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る)は、第十九条第一項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数(その数が一に満たないときは「一」とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においては、そのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、そのうちの適當数を歯科衛生士とすることができ、

一 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数

二 転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数

三 精神病床(転換病床を除く。)及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数

四 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもつて除した数

6 前項の病院に置くべき看護補助者の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る)は、第十九条第一項第五号の規定にかかわらず、療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床(療養病床に係るものに限る。)に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数に二を乗じて得た数を加えた数(その数が一に満たないときは「一」とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする)とする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 療養病床を有する病院又は診療所に置くべき看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数の標準については、この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の医療法施行規則第十九条第一項第四号及び第五号並びに第二十一條の二第二号及び第三号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三條第二号中「三」を「二」に改める。

○厚生労働省令第百三十四号

研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十七号)及び研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令第二百二十号)の施行に伴い、並びに研究交流促進法施行令(昭和六十一年政令第三百四十五号)第九條第五項、第十條第五項、第十二條第三項において準用する第九條第五項及び第十三條第三項において準用する第十條第五項の規定に基づき、並びに研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)を実施するため、厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日 厚生労働大臣 川崎 二郎

厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省令第九号)の一部を次のように改正する。

厚生労働省関係研究交流促進法施行規則(平成十二年 労働省令第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「令別表の一の項第三号から第六号まで並びに同表の二の項第一号及び第二号に掲げる機関」を「令別表の一の項第三号から第六号まで並びに同表の二の項第二号及び第三号に掲げる機関(以下「機関」という)」に改める。

第五条第一項中「令別表の一の項第三号から第六号まで並びに同表の二の項第一号及び第二号に掲げる機関」を「機関」に改める。

第五条の次に次の三條を加える。

第五條の次に次の三條を加える。

(中核的研究機関の公示)

第六條 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)以下この条において「法」という。第十二條第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

一 中核的研究機関の名称

二 法第十二條第一項に規定する特定分野

(令第十二條第一項の認定の手続)

第七條 機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の固有の試験研究施設の使用に關し、令第十二條第一項の認定を受けようとする者は、様式第五の申請書の正本一通及び副本一通を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十二條第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第六の認定書を交付するものとする。

(令第十三條第三項の認定の手続)

第八條 機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に關し、令第十三條第一項の認定を受けようとする者は、様式第七の申請書の正本一通及び副本一通を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十三條第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第八の認定書を交付するものとする。

厚生労働省令第三百三十五号

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号）の施行に伴い、及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五條の二第三項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年厚生労働省令第四百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二第一号中「及び」を「、」に、保険料四分の三免除期間（同法第五條第五項に規定する保険料四分の三免除期間をいう。）に、第五條第五項を「（第五條第六項）に改め、「保険料半額免除期間をいう。」の下に「及び保険料四分の一免除期間（同法第五條第七項に規定する保険料四分の一免除期間をいう。）を加える。」

附則
この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

厚生労働省令第三百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五條の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する省令に定める基準の一部を改正する省令

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第百八十七條第一項第四号及び同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「から第四項まで」を削り、「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百八十八條第一項第四号を削り、同条第二項中「及び第四号」を削る。

第百八十九條中「老人性認知症疾患療養病棟」の下に「（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）以下「令」という。）第四條第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。」を加える。

第二百五條第一項第五号を削る。

附則第六條から第十二條までを次のように改める。

第六條から第十二條まで 削除

附則

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

厚生労働省令第三百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十四條第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十二條第一項第四号及び同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「から第四項まで」を削り、「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百四十三條第一項第四号を削り、同条第二項中「及び第四号」を削る。

第百四十四條中「老人性認知症疾患療養病棟」の下に「（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）以下「令」という。）第四條第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。」を加える。

第百五十五條の四第一項第五号を削る。

附則第六條から第九條までを次のように改める。

第六條から第九條まで 削除

附則

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

厚生労働省令第三百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十七條第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、介護老人保健施設設置の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

介護老人保健施設設置の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二條を加える。

第十三條 精神病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四條第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病棟又は療養病棟の転換（当該精神病棟又は療養病棟の病床数を減少せしめるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条及び次条において同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第三條第二項第一号中「八平方メートル」とあるのは「六・四平方メートル」とする。

第十四條 精神病棟又は療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病棟又は療養病棟を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下について

ては、第四條第五号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

附則
この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

厚生労働省令第三百三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十條第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設設置の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

指定介護療養型医療施設設置の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

指定介護療養型医療施設設置の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の四條を加える。

第十八條 療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二條の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設について、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二條第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

第十九條 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二條の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二條第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上

三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上

五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上

六 介護支援専門員 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

第二十条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第三号第二項第三号中「一・ハメートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第二十一条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第五号第二項第四号中「一・ハメートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

〇農林水産省令第六十一号
研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十七号）及び研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令第二百二十号）の施行に伴い、並びに研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）第十二条第三項において準用する同令第九号第五項及び同令第十三条第三項において準用する同令第十号第五項の規定に基づき、及び研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第十二条第一項の規定を実施するため、農林水産省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

附 則
この省令は、平成十八年七月一日から施行する。
〇農林水産省令第六十一号
国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号）の一部の施行に伴い、及び独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第二十五号第二号の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年六月三十日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣 杉浦 正健
独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令
独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。
第七十五号第一項第二号及び第二項第一号中「第九十号の二第一項」の下に「第三項まで」を加え、「半額」を「一部の額」に改める。
附 則
この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

農林水産省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令
農林水産省関係研究交流促進法施行規則（昭和六十一年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「関し」を「関し」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（中核的研究機関の公示）
第五条 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）以下「法」という。（第十二条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。）
一 法第十二条第二項に規定する中核的研究機関（以下単に「中核的研究機関」という。）の名称
二 法第十二条第一項の特定の分野
第五条の次に次の見出し及び二条を加える。
（中核的研究機関に係る特例）
第六条 機関が中核的研究機関である場合において、当該機関の国有の試験研究施設の使用に関し、令第十二条第一項の規定を受けようとする者は、別記様式第五号の申請書の正本一通及び副本一通を、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十二条第一項の規定をしたときは、その申請をした者に別記様式第六号の認定書を交付するものとする。
第七条 機関が中核的研究機関である場合において、当該機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に関し、令第十三条第一項の規定を受けようとする者は、別記様式第七号の申請書の正本一通及び副本一通を、農林水産大臣に提出しなければならない。
2 農林水産大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十三条第一項の規定をしたときは、その申請をした者に別記様式第八号の認定書を交付するものとする。
別記様式第二号中「二記2の国有の試験研究施設を使用して行うこと」を削る。
別記様式第四号の次に次の四様式を加える。
別記様式第五号（第五号第一項関係）
別記様式第六号（第五号第二項関係）
別記様式第七号（第五号第三項関係）
別記様式第八号（第五号第四項関係）

農林水産大臣 殿
研究交流促進法施行令第十二条第一項の規定を受けたので、下記のとおり申請します。
記
1 研究の概要及びその実施計画
2 1の研究が、特定の分野に関し、機関が現に行っている研究と関連することの説明
3 1の研究を行うに当たって使用する必要がある国有の試験研究施設
4 3の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果又は研究の成果
5 3の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果の機関への無償提供又は研究の成果の機関への報告を約すること。
6 1の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明
備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
3 上記2及び5の「機関」については、その機関名を記すこと。
4 上記3については、研究を行っている国の機関名を記すこと。
別記様式第六号（第五号第二項関係）
研究交流促進法施行令第十二条第一項の規定に基づき、下記1の研究は、下記3の機関が現に行っている研究と関連すると認定する。
年 月 日
記
1 研究の概要及び当該研究を行う者
2 1の研究を行うに当たって使用する必要がある国有の試験研究施設
3 2の試験研究施設を使用する場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で機関に提供すること又は研究の成果を機関に報告することを条件とすること。
備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 上記2については、研究を行っている国の機関名を記すこと。
3 上記3の「機関」については、その機関名を記すこと。
農林水産大臣 印

五 研究機能等の構築

特定高速電子計算機施設が最大限に活用されることともに、計算科学技術の分野における将来の継続的な発展が確保されるためには、本施設を活用することにより高度な研究及び人材育成に関する機能等を構築することが重要である。

このため、本施設の将来展望や利用者のニーズ等を踏まえつつ、理化研究所及び登録機関等の関係機関が適切な役割分担のもと研究及び人材育成に関する機能を果たしていくこととする。

第四 特定高速電子計算機施設の運営に関する事項

特定高速電子計算機施設の共用に当たっては、グリッド技術等を活用し、地理的に離れた計算資源を連携させて利用できると、各種データの取得、蓄積及び有効活用等を容易に行えること、利用者に対する窓口の一元化及び手続きの簡素化が行われること等、多くの研究者等にとって使いやすい運営が行われることが重要である。また、本施設から優れた成果が創出されるような運営が行われることも重要である。

〇厚生労働省告示第四百号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に基づき、基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第五の(一)の(6)中「夜勤を行う看護職員」の下に「(第五の三の(2)の口の療養病棟の入院患者のうち、別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者（以下「別表第五の二の患者」という。）と別表第五の三の一及び二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに同表の三に掲げる患者（以下「別表第五の三の患者」という。）との合計が八割以上である病棟、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料を算定している療養病棟（平成十八年九月三十日までに限る。）及び第十一の五に規定する病棟の看護職員を除く。」を加える。

第五の三に次のように加える。

(2) 療養病棟入院基本料 2 の施設基準等

イ 療養病棟入院基本料 2 の注 1 に規定する入院基本料の施設基準

① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

このため、適時に、かつ、適切に利用者のニーズ等を反映させつつ、今後運用段階までに本施設が効果的かつ効率性に活用されるような適切な運営方針について定めることとする。

また、運営に係る業務の実施に当たっては、透明性を確保しつつ、公正な手続きにのっとり、全体的な施設の運営が効果的かつ効率的に行われるようにすることともに、理化研究所と登録機関が適切に連携を図っていくこととする。

第五 その他特定高速電子計算機施設の共用の促進に際し配慮すべき事項

特定高速電子計算機施設は、我が国における計算科学技術を始めとした科学技術全体の振興に貢献することが重要である。このため、本施設と大学・研究機関等のスーパーコンピュータを始めとする計算環境との適切な役割分担及び有機的な連携を図っていくこととする。

特に、既に我が国において開発され、成果をあげている地球シミュレータについては、アプリケーション作成における活用等、本施設の整備・運営等に当たって積極的な連携が図られることが重要である。

附 則

この基本的な方針は、平成十八年七月一日から施行する。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

③ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であることとする。

□ 療養病棟入院基本料 2 の注 1 に規定する厚生労働大臣が定める区分

① 入院基本料 A

1 当該病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合（以下この口において「特定患者八割未満の場合」という。）にあつては、別表第五の二の患者

2 当該病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割以上である場合（以下この口において「特定患者八割以上の場合」という。）にあつては、次のいずれにも該当するものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟（以下この口において「二十対一配置病棟」という。）に入院している別表第五の二の患者

(一) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

(二) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

(三) 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であることとする。

② 入院基本料 B

1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADL の判定基準による判定が十一以上であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあつては、二十対一配置病棟に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADL の判定基準による判定が十一以上であるもの

③ 入院基本料 C

1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADL の判定基準による判定が十一未満であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあつては、二十対一配置病棟に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADL の判定基準による判定が十一未満であるもの

④ 入院基本料 D

1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADL の判定基準による判定が二十三点以上であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の二十対一配置病棟に入院している患者であつて、ADL の判定基準による判定が二十三点以上であるもの

⑤ 入院基本料E

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の二十対一配置病棟に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの、又は次のいずれかに該当しないものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院している患者
 - (一) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。
 - (二) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
 - (三) 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であることとする。

ハ 療養病棟入院基本料2（特別入院基本料を含む。）を算定する患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、同表に掲げる薬剤及び注射薬は、当該入院基本料に含まれないものとする。

二 療養病棟入院基本料2の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態
 認知機能障害の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態
 第六の三に次のように加える。

(3) 有床診療所療養病棟入院基本料2の施設基準等

イ 有床診療所療養病棟入院基本料2の注1に規定する入院基本料の施設基準

- ① 当該有床診療所に雇用され、その療養病棟に勤務することとされている看護職員の数、当該療養病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ② 当該有床診療所に雇用され、その療養病棟に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ロ 有床診療所療養病棟入院基本料2の注1に規定する厚生労働大臣が定める区分

① 入院基本料A

- 1 当該有床診療所の療養病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合（以下このロにおいて「特定患者八割未満の場合」という。）にあつては、別表第五の二の患者

2 当該有床診療所の療養病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割以上である場合（以下このロにおいて「特定患者八割以上の場合」という。）にあつては、次のいずれにも該当するものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関（以下このロにおいて「四対一配置保険医療機関」という。）に入院している別表第五の二の患者

- (一) 当該有床診療所に雇用され、その療養病棟に勤務することとされている看護職員の数、当該療養病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (二) 当該有床診療所に雇用され、その療養病棟に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 入院基本料B

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADLの判定基準による判定が十一人以上であるもの
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADLの判定基準による判定が十一人以上であるもの

③ 入院基本料C

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADLの判定基準による判定が十一人以上未満であるもの
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、ADLの判定基準による判定が十一人以上未満であるもの

④ 入院基本料D

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点以上であるもの
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の四対一配置保険医療機関に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点以上であるもの

⑤ 入院基本料E

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の四対一配置保険医療機関に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの、又は次のいずれかに該当しないものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者

- (一) 当該有床診療所に雇用され、その療養病棟に勤務することとされている看護職員の数、当該療養病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (二) 当該有床診療所に雇用され、その療養病棟に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 有床診療所療養病棟入院基本料2に含まれる費用並びに含まれない薬剤及び注射薬の費用

有床診療所療養病棟入院基本料2（特別入院基本料を含む。）を算定する患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、同表に掲げる薬剤及び注射薬は、当該入院基本料に含まれないものとする。

二 有床診療所療養病棟入院基本料2の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態

認知機能障害の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態

第八の六の(2)中「第十六条の二第二項」を「第十六条の二第一項」に改める。

第九の一の(4)中「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法」を「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に改める。

第十一の三の次に次のように加える。

四 別表第十二に掲げる疾患の患者であつて、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する病棟に入院している患者、又は平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者（別表第五の二の患者を除く。）については、平成二十年三月三十一日までの間に限り、第五の三の(2)のロの規定にかかわらず、それぞれ別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者とみなす。

五 平成十八年六月三十日において現に療養病棟入院基本料 1 又は特殊疾患療養病棟入院料を算定する病棟であつて、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第五の三の(2)のイに該当するものとみなす。

(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の三分の一以上が看護職員であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

(3) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

六 平成十八年六月三十日において現に有床診療所療養病床入院基本料 1 を算定する診療所である保険医療機関であつて、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第六の三の(3)のイに該当するものとみなす。

(1) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員及び看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、看護職員及び看護補助者の最小必要数の三分の一以上であること。

別表第五中「投薬及び注射薬」を「薬剤及び注射薬」に改め、同表の二中「関節喉頭鏡下喉頭処置」を「間接喉頭鏡下喉頭処置」に改め、同表の三中「投薬」を「薬剤」に改め、同表の四中「及び」を「」に改め、「あるものに対して投与された場合に限る。」の下に「及び疼痛コントロールのための医療用麻薬」を加え、同表の次に次の二表を加える。

別表第五の二 療養病棟入院基本料 2 及び有床診療所療養病床入院基本料 2 の入院基本料 A に係る疾患及び状態

一 対象疾患の名称

スモン

二 対象となる状態

医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態

中心静脈栄養を実施している状態

二十四時間持続して点滴を実施している状態

人工呼吸器を使用している状態

ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態

気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態

酸素療法を実施している状態

感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態

別表第五の三 療養病棟入院基本料 2 及び有床診療所療養病床入院基本料 2 の入院基本料 B 及び入院基本料 C に係る疾患及び状態等

一 対象疾患の名称

筋ジストロフィー症

多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）その他の難病（スモンを除く。）

脊髄損傷（頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。）
慢性閉塞性肺疾患（ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当する場合に限る。）
悪性腫瘍（医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。）
対象となる状態

二 肺炎に対する治療を実施している状態

尿路感染症に対する治療を実施している状態

傷病等によるリハビリテーションが必要な状態（原因となる傷病等の発症後、三十日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。）

脱水に対する治療を実施している状態

消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態

褥瘡に対する治療を実施している状態（皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が二箇所に認められる場合に限る。）

末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態

せん妄に対する治療を実施している状態

うつ症状に対する治療を実施している状態

他者に対する暴行が毎日認められる状態

人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態

経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態

一日八回以上の喀痰吸引を実施している状態

気管切開又は気管内挿管が行われている状態（発熱を伴う状態を除く。）

頻回の血糖検査を実施している状態

創傷（手術創や感染創を含む。）皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療を実施している状態

三 対象となる患者

次に掲げる保険医療機関の療養病棟であつて、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料又は特殊疾患入院施設管理加算を算定する療養病棟に入院している患者（重度の肢体不自由児（者）又は知的障害者に限る。）

(1) 児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設

(2) 児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設

(3) 児童福祉法第二十七条第二項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第四項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの

別表第六の二の(1)中「ステージ 3」を「ステージ 3」に改める。

別表第十一の次に次の一表を加える。

別表第十二

脊髄損傷

筋ジストロフィー症

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。））

ハンチントン病

多系統萎縮症（線条体単質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）

プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症）

亜急性硬化性全脳炎

仮性球麻痺

脳性麻痺

○厚生労働省告示第四百一十号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）第一号ただし書及び特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第一号）第二項並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百三十八号）別表4から6まで及び12から14までの規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

別表に次のように加える。

厚生労働大臣 川崎 二郎

284	市立旭川病院	1.0745
285	岩手医科大学附属循環器医療センター	1.0082
286	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	0.9751
287	仙台市立病院	0.9597
288	財団法人 脳神経疾患研究所附属 総合南東北病院	1.0432
289	公立藤田総合病院	0.9298
290	自治医科大学附属大宮医療センター	1.0842
291	日本医科大学千葉北総病院	1.0556
292	財団法人聖路加国際病院	1.1097
293	国家公務員共済組合連合会 東京共済病院	0.9915
294	東京都立豊島病院	0.9355
295	医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院	1.0443
296	公立昭和病院	1.0829
297	公立大学法人 横浜市立大学附属 市民総合医療センター	1.0331

298	医療法人五里会 菊名記念病院	1.0865
299	国家公務員共済組合連合会 後須賀共済病院	1.0469
300	国家公務員共済組合連合会 平塚共済病院	1.0141
301	医療法人社団 愛心会 湘南鎌倉総合病院	1.0433
302	社会保険相模野病院	0.9405
303	昭和大学藤が丘病院	1.0655
304	昭和大学横浜市北部病院	1.0148
305	J A 神奈川県厚生連 伊勢原協同病院	1.0521
306	済生会新潟第二病院	1.0470
307	独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	0.9898
308	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	1.0102
309	長野市民病院	0.9610
310	独立行政法人国立病院機構 長野病院	0.9928
311	綜合病院 高山赤十字病院	0.9876
312	三島社会保険病院	0.9636
313	静岡赤十字病院	1.0339
314	県西部浜松医療センター	0.9825
315	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷三才原病院	1.0174
316	名古屋第一赤十字病院	1.0047
317	国家公務員共済組合連合会 名城病院	0.9986
318	みなと医療生活協同組合 協立総合病院	0.9263
319	独立行政法人労働者健康福祉機構 中部労災病院	0.9997
320	医療法人大雄会 総合大雄会病院	1.1148
321	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	0.9593
322	市立伊勢総合病院	0.9747
323	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	0.9820
324	京都第一赤十字病院	0.9941
325	社会保険京都病院	0.9562

言ふまでもなく、その立派な地味な色と、

厚生労働大臣 川崎 二郎

第十三号イ(2)の表中「という」(第二条)の下に「(指定介護療養型医療施設基準附則第十八条又は第十九条の規定の適用を受ける場合を含む。以下この表において同じ。)」を、「療養型介護療養施設サービス費(四)」の下に「若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費」を、又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(一)、(四)若しくは(五)の下に「若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費」を加える。

第十七号ロ(2)中「認知症疾患型介護予防短期期入所療養介護費に限る。」を、「病院療養病床経過型介護予防短期期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。)」並びに認知症疾患型介護予防短期期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。)」に改め、同号ロ(2)の表中「病院療養病床介護予防短期期入所療養介護費(四)」の下に「若しくは病院療養病床経過型介護予防短期期入所療養介護費」を、「認知症疾患型介護予防短期期入所療養介護費(一)、(四)若しくは(五)」の下に「若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期期入所療養介護費」を加え、同号ロ(3)中「(ユニット型病院療養病床介護予防短期期入所療養介護費)」の下に「(ユニット型指定介護予防短期期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。)」を、「及びユニット型認知症疾患型介護予防短期期入所療養介護費」の下に「(ユニット型指定介護予防短期期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。)」を加える。

○厚生労働省告示第四百二十号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成十二年厚生省告示第二百九号)の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第二号ロ(1)、(2)及び(3)以外の部分中「病院療養病床短期期入所療養介護費又は」を、「病院療養病床短期期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期期入所療養介護費又は」に改め、同号ロ(1)中「ユニット型病院療養病床短期期入所療養介護費」を、「病院療養病床経過型短期期入所療養介護費」に改め、同号ロ(3)中「(一)(二)中「六十四時間」とあるのは「七十二時間」とを削る。

第七号中「療養型介護療養施設サービス費又は」を、「療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費又は」に改め、同号イ中「療養型介護療養施設サービス費」の下に「又は療養型経過型介護療養施設サービス費」を加える。

第九号ロ中「病院療養病床介護予防短期期入所療養介護費又は」を、「病院療養病床介護予防短期期入所療養介護費、病院療養病床経過型介護予防短期期入所療養介護費又は」に改め、同号ロ(1)中「病院療養病床介護予防短期期入所療養介護費」の下に「又は病院療養病床経過型介護予防短期期入所療養介護費」を加える。

○厚生労働省告示第四百二十一号

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第六十八条第三項及び第八十七条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額(平成十二年厚生省告示第三十八号)の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第四号中「イ(2)、ロ(2)、ハ(2)及びニ(2)」を「イ(7)、ロ(8)、ハ(7)及びニ(8)」に、「ロ(5)」を「ロ(6)」に、「ニ(5)」を「ニ(6)」に改める。

○厚生労働省告示第四百二十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条の二第二項第二号及び第六十一条の二第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

表備考四中「病院療養病床短期期入所療養介護費(四)の病院療養病床短期期入所療養介護費(i)」の下に「病院療養病床経過型短期期入所療養介護費(i)」を、「認知症疾患型短期期入所療養介護費(v)の認知症疾患型短期期入所療養介護費(i)」の下に「認知症疾患型経過型短期期入所療養介護費(i)」を、「療養型経過型介護療養施設サービス費(i)」を加え、「若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)」の下に「療養型経過型介護療養施設サービス費(i)」を加え、「若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(v)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)」を、「認知症疾患型介護療養施設サービス費(v)」に改め、「病院療養病床介護予防短期期入所療養介護費(四)の病院療養病床介護予防短期期入所療養介護費(i)」の下に「病院療養病床経過型介護予防短期期入所療養介護費(i)」を、「認知症疾患型介護予防短期期入所療養介護費(v)の認知症疾患型介護予防短期期入所療養介護費(i)」の下に「認知症疾患型経過型介護予防短期期入所療養介護費(i)」を加える。

表備考五中「病院療養病床短期期入所療養介護費(四)の病院療養病床短期期入所療養介護費(v)の認知症疾患型短期期入所療養介護費(i)」の下に「認知症疾患型経過型短期期入所療養介護費(i)」を、「療養型経過型介護療養施設サービス費(i)」を加え、「若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(v)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)」を加え、「若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(v)」の下に「療養型経過型介護療養施設サービス費(i)」を加え、「若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(v)」の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)」を、「認知症疾患型介護療養施設サービス費(v)」に改め、「病院療養病床介護予防短期期入所療養介護費(四)の病院療養病床介護予防短期期入所療養介護費(i)」の下に「病院療養病床経過型介護予防短期期入所療養介護費(i)」を、「認知症疾患型介護予防短期期入所療養介護費(v)の認知症疾患型介護予防短期期入所療養介護費(i)」の下に「認知症疾患型経過型介護予防短期期入所療養介護費(i)」を加える。

○厚生労働省告示第四百二十三号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)及び指定介護療養型医療施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成十二年厚生省告示第二百二十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号へ(2)中「ロ(1)、(2)及び(3)」を「ロ(1)から(4)まで」に、「ニ(1)、(2)及び(3)」を「ニ(1)から(4)まで」に、「イ(1)及び(2)の注9」を「イ(1)、(2)及び(3)の注10」に、「イ(1)及び(2)の注10」を「イ(1)、(2)及び(3)の注11」に、「ハ(1)及び(2)の注6」を「ハ(1)、(2)及び(3)の注6」に、「ハ(1)及び(2)の注7」を「ハ(1)、(2)及び(3)の注7」に、「注5、ロ(1)及び(2)」を「注5、ロ(1)、(2)及び(3)」に、「ニ(1)及び(2)」を「ニ(1)、(2)及び(3)」に改める。

○厚生労働省告示第四百二十四号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）及び指定介護療養型医療施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に基づき、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

第一号イ中「指定短期入所生活介護事業所」の下に、「指定短期入所療養介護事業所」を加え、同号ロ中、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」を「及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護」に改める。

第二号イ(1)中「別表指定居宅サービス介護給付費単位数表短期入所生活介護費」を「別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費」に、「ロ(1)、(2)及び(3)」を「ロ(1)から(4)まで」に、「(1)、(2)及び(3)」を「(1)から(4)まで」に、「イ(1)及び(2)の注9」を「イ(1)、(2)及び(3)の注10」に、「イ(1)及び(2)の注10」を「イ(1)、(2)及び(3)の注11」に、「ハ(1)及び(2)の注6」を「ハ(1)、(2)及び(3)の注6」に、「ハ(1)及び(2)の注7」を「ハ(1)、(2)及び(3)の注7」に、「注5、ロ(1)及び(2)」を「注5、ロ(1)、(2)及び(3)」に、「(1)及び(2)」を「(1)、(2)及び(3)」に改める。

○農林水産省告示第九百十号

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十二号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から施行する。

平成十八年六月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 杉浦 正健

表徳島県の項中「堀江農業協同組合」を削る。

○農林水産省告示第九百十一号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第一条の規定に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し主務大臣の定める基準を次のように定める。

平成十八年六月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 杉浦 正健

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の避難地推進地域（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第三項に規定する推進地域をいう。以下同じ。）又は

その周辺の地域における農村公園、森林公園、漁村広場その他の公共空地であつて、当該公共空地に避難すると見込まれる者一人につき一平方メートル以上の面積を確保することができるものであること。

二 令第二条第二号の避難路
推進地域から避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる幅員三メートル以上の農道、林道、漁業集落道その他の道路であること。

三 令第三条第三号の消防用施設
次のいずれかに該当するものであること。
イ 消防の用に供することを目的とする貯水施設（貯水能力四千立方メートル以上のものに限り、であつて、原則として設置予定地でコンクリート製のもの又は土場において生産された部材を使用して建設されるもの）
ロ 農業用排水施設その他の水利施設であつて、地震発生時に緊急に消防の用に供する水を取水することができるもの（取水可能量が毎分一立方メートル以上であつて、連続四十分以上の取水が可能であるものに限り、）
令第四条第四号の消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
消防活動が困難である区域に通ずる農道、林道、漁業集落道その他の道路であつて、消防用自動車が行き通ずる幅員を有するものであること。

五 令第一条第六号イの緊急輸送を確保するため必要な道路

イ 農道、林道又は漁港関連道路にあつては、次のいずれかに該当するものであること。
(1) 基幹的な農道、林道及び漁港関連道路
(2) 高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港関連道路と次に掲げる地点のうち都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連絡するもの。

(i) 救援物資の備蓄地点又は集積拠点
(ii) 避難地
(iii) 指定拠点を相互に連絡するもの
ロ 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二条第二号イに掲げる輸送施設（道路に限る。）にあつては、次のいずれかに該当するものであること。
(1) 第七号イの基準に適合する外郭施設又は係留施設と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港関連道路とを連絡するもの
(2) 第七号イの基準に適合する外郭施設又は係留施設と指定拠点を連絡するもの
(3) 指定拠点を相互に連絡するもの
(4) 指定拠点を相互に連絡するもの

六 令第一条第六号ハの緊急輸送を確保するため必要なヘリポート（漁港漁場整備法第三条第二号イに掲げる輸送施設であるものに限り、）
前号ロの基準に適合する道路、次号イの基準に適合する外郭施設若しくは係留施設又は同号ロ(1)の基準に適合する橋若しくは運河に隣接するものであること。

七 令第一条第六号ニの緊急輸送を確保するため必要な漁港施設
イ 外郭施設及び係留施設
(1) 大規模な地震の震動に対して安全な構造であること。
(2) 緊急輸送の用に供される船舶が利用できる構造及び規模であること。

輸送施設

(1) 橋及び運河にあつては、次のいずれかに該当するものであること。
(i) イの基準に適合する外郭施設又は係留施設と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港関連道路とを連絡するもの
(ii) イの基準に適合する外郭施設又は係留施設と指定拠点を連絡するもの
(iii) 指定拠点を相互に連絡するもの
(iv) 指定拠点を相互に連絡するもの

(2) 駐車場にあつては、第五号ロの基準に適合する道路、イの基準に適合する外郭施設若しくは係留施設又は(1)の基準に適合する橋若しくは運河に隣接するものであること。

八 令第一条第七号の共同溝、電線共同溝その他公益事業の用に供する電線、水管その他の物件を地下に収容するための施設
公益事業の用に供する電線、水管その他の物件を地下に埋設して収容できる施設であること。

九 令第一条第八号イの津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設
津波による背後地への海水の侵入を防止する機能を有するものであること。

十 令第一条第九号ロの保安施設事業に係る施設
で、避難路若しくは緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの避難路若しくは緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家及びこれらの周辺の地域に係る保安林（これに準ずべき森林を含む。）又は保安施設地区（これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。）の区域のうち大規模な地震の発生により土地の崩壊又は津波による被害が生ずるおそれ著しい区域において施行する保安施設事業に係る施設であること。

十一 令第一条第九号ハの保安施設事業に係る施設
で、避難路若しくは緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの避難路若しくは緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家及びこれらの周辺の地域に係る保安林（これに準ずべき森林を含む。）又は保安施設地区（これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。）の区域のうち大規模な地震の発生により土地の崩壊又は津波による被害が生ずるおそれ著しい区域において施行する保安施設事業に係る施設であること。

①

改 正 案	現 行
第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。 一 三 （略） 四 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔くう外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。 五 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一 六・七 （略） 第二十一条の二 法第二十一条第二項第一号の規定による療養病床を有する診療所に置くべき医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。 一 （略）	第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。 一 三 （略） 四 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔くう外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。 五 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一 六・七 （略） 第二十一条の二 法第二十一条第二項第一号の規定による療養病床を有する診療所に置くべき医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。 一 （略）

- 二 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が
四又はその端数を増すごとに一
三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

四 (略)

附 則

第四十九条 療養病床を有する病院であつて、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が百分の五十を超えるものについては、当分の間、第十九条第一項第一号(第四十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五十二条第一項及び平成十三年改正省令附則第十六条第二項第一号中「五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

第五十一条 精神病床(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)(その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床(以下この条及び次条において「転換病床」という。)に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間

- 二 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が
六又はその端数を増すごとに一
三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

四 (略)

附 則

第四十九条 療養病床を有する病院であつて、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が百分の五十を超えるものについては、当分の間、第十九条第一項第一号(第四十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに平成十三年改正省令附則第十六条第二項第一号中「五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

(平成二十四年三月三十一日までの間に限る。)は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十二条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る。)は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数(以下この項において「特定数」という。)が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数とする。

一 転換病床以外の精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数

二 転換病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数

三 精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。

)の数

四 外来患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。)の数を二・五(耳鼻いんこう科又は眼科については、五)をもつて除した数

2 第五十条第一項の規定により法第七条第二項の許可を受けた病院であつて前項の規定の適用を受けるものについての第五十条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第一号」とあるのは「第五十二条第一項」とする。

3 転換病床のみを有する病院に係る第一項の規定の適用について

は、同項中「次の各号」とあるのは「第二号及び第四号」と、「五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

4 第五十条第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける病院について準用する。この場合において、第五十条第四項中「前条」とあるのは「前条及び第五十二条第三項」と、「第四十九条」とあるのは「第五十二条第三項」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第三項に規定する病院に置くべき看護師及び准看護師の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

一 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数

二 転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数

三 精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数

四 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数

前項の病院に置くべき看護補助者の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成二十四年三月三十一日までの間に限る。）は、第十九条第一項第五号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数に二を乗じて得た数を加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。）とする。

改 正 案	現 行
（療養病床を有する診療所の従業者の員数の標準に係る経過措置） 第二十三条 法第二十一条第二項第一号の規定による医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準は、当分の間、新規則第二十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一 医師 一 二 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。 三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数	（療養病床を有する診療所の従業者の員数の標準に係る経過措置） 第二十三条 法第二十一条第二項第一号の規定による医師、看護師及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準は、当分の間、新規則第二十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一 医師 一 二 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。 三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）

改正後	改正前
第百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 一 三 （略）	第百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 一 三 （略） 四 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（第二号に該当するものを除く。以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき介護予防短期入所療養介護従業者の員数は、次のとおりとする。 イ 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上 ロ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 （1） 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条の二の規定の適用を受ける病院が有

するものに限る。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟(1)の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上

ハ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

ニ 栄養士 病床数が百以上の病院であるものにあつては一以上

ホ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上

ヘ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上

2| 前項第四号の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3| 第一項第四号イの医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護予防防短期入所療養介護を担当する医師としなければならない。

4| 第一項第四号ホの作業療法士及び同号への精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、常勤でなければならない。

2| 指定介護予防防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に

5| 指定介護予防防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項が

規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

ら第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有することとし、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室は、次の基準を満たさなければならないこととする。

イ 老人性認知症患者療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

ロ 老人性認知症患者療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

ハ 老人性認知症患者療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、当該老人性認知症患者療養病棟に係る病床数に十八平方メートルを乗じて得た面積以上の面積を有すること。

ニ 患者が使用する廊下であつて、老人性認知症患者療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による

測定で、二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては二・一メートル以上）としなければならない。

ホ 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

ヘ デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者一人につき二平方メートル以上の面積を有しなければならない。

ト 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。

チ 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。

2 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける者を対象に、介護老

2 前項第三号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける者を対象に、介護老

人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症患者療養病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第二百五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〜四 （略）

2 （略）

第六条から第十二条まで 削除

人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症患者療養病棟において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第二百五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〜四 （略）

五 老人性認知症患者療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症患者療養病棟を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

2 （略）

附則

第六条 当分の間、第百八十七条第一項第四号ハ中「六」とあるのは、「八」とする。

第七条 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護予防短期入所療養介護事業者（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第百八十七条第一項第四号ホ中「作業療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる作業療法士」と、同条第四項中「第一項四号ホの作業療法士及び同号への精神保健福祉士」とあるのは「第一項第四号への精神保健福祉士」とする。

第八条 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟（以下「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室については、第百八十八条第一項第四号イ中「四床」とあるのは、「六床」とする。

第九条 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第百八十八条第一項第四号ニ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。

第十条 当分の間、第百八十七条第一項第四号ロ(2)中「一以上」とあるのは、「二以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟における

入院患者の数（以下「老人性認知症疾患療養病棟入院患者数」という。）を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を五をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。

第十一条 指定短期入所療養介護事業者が有する老人性認知症疾患療養病棟であつて、この省令の施行の際現に医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三十六条の規定の適用を受けているものについては、当分の間、第百八十八条第一項第四号ロ中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

第十二条 医療法施行規則等改正省令附則第八条の規定の適用を受けている病院内の病室に隣接する廊下（附則第六条の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅は、第百八十八条第一項第四号ニ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受けている病院の廊下の幅にあつては二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）

改 正 後

（従業者の員数）

第四百二十二条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 三 （略）

改 正 前

（従業者の員数）

第四百二十二条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 三 （略）

四 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）

第四条第二項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（第二号に該当するものを除く。以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）である指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者の員数は、次のとおりとする。

イ 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

ロ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員

(1) 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条の二の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

2| 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (2) 老人性認知症疾患療養病棟（三）の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上
- ハ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- ニ 栄養士 病床数が百以上の病院であるものにあつては一以上
- ホ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
- ヘ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上
- 2| 前項第四号の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3| 第一項第四号イの医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定短期入所療養介護を担当する医師としなければならない。
- 4| 第一項第四号ホの作業療法士及び同号への精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、常勤でなければならない。
- 5| 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備に関する基準)

第百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

(設備に関する基準)

第百四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有することとし、当該指定短期入所療養介護事業所の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室は、次の基準を満たさなければならないこととする。

イ 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

ロ 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床面積は、当該老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数に十八平方メートルを乗じて得た面積以上の面積を有すること。

ニ 患者が使用する廊下であつて、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては二・一メートル以上)としなければならない。

2 前項第三号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）

ホ 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

ヘ デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者一人につき二平方メートル以上の面積を有しななければならない。

ト 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。

チ 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。

2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病床をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（設備に関する基準）

第百五十五条の四 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〇四 （略）

2 （略）

附 則

第六条から第九条まで 削除

る。

（設備に関する基準）

第百五十五条の四 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〇四 （略）

五 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

2 （略）

附 則

第六条 当分の間、第百四十二条第一項第四号ハ中「六」とあるのは、「八」とする。

第七条 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤

の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定短期入所療養介護事業者（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第四百四十二条第一項第四号ホ中「作業療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定短期入所療養介護の提供に当たる作業療法士」と、同条第四項中「第一項第四号ホの作業療法士及び同号への精神保健福祉士」とあるのは「第一項第四号への精神保健福祉士」とする。

第八条 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟（以下「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室については、第四百四十三条第四号イ中「四床」とあるのは、「六床」とする。

第九条 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第四百四十三条第四号ニ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。

第十条 （略）

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）

改正後	改正前
附則 第十三条 精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この条及び次条において同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第三条第二項第一号ロ中「八平方メートル」とあるのは「六・四平方メートル」とする。 第十四条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第四条第五号イ中「一・八メートル」とあるの	附則

は「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

C

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
附則		附則	
第十八条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。			
第十九条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。			
一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上			
二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上			
三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上			
四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上			
五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上			
六 介護支援専門員 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら			

要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

第二十条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第三条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第二十一条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

⑥

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）

（変更点は下線部）

改正前	改正後
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）	○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）
指定居宅サービス介護給付費単位数表	指定居宅サービス介護給付費単位数表
9 短期入所療養介護費	9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費（略）	イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費（略）
(1)～(3) （略）	(1)～(3) （略）
9 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、 <u>介護老人保健施設短期入所療養介護費</u> は、算定しない。	9 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、 <u>介護老人保健施設における短期入所療養介護費</u> は、算定しない。
(4)～(7) （略）	(4)～(7) （略）
ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1 日につき）	(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1 日につき）
(-) 病院療養病床短期入所療養介護費 (I) 介護4:1 看護6:1	(-) 病院療養病床短期入所療養介護費 (I) 介護4:1 看護6:1
a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>
i 経過的要介護 534 単位	i 経過的要介護 534 単位
ii 要介護 1 701 単位	ii 要介護 1 701 単位
iii 要介護 2 811 単位	iii 要介護 2 811 単位
iv 要介護 3 1,049 単位	iv 要介護 3 1,049 単位
v 要介護 4 1,150 単位	v 要介護 4 1,150 単位
vi 要介護 5 1,241 単位	vi 要介護 5 1,241 単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) <特殊室>	b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) <特殊室>
i 経過的要介護 618 単位	i 経過的要介護 618 単位
ii 要介護 1 832 単位	ii 要介護 1 832 単位
iii 要介護 2 942 単位	iii 要介護 2 942 単位
iv 要介護 3 1,180 単位	iv 要介護 3 1,180 単位
v 要介護 4 1,281 単位	v 要介護 4 1,281 単位
vi 要介護 5 1,372 単位	vi 要介護 5 1,372 単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 介護5:1 看護6:1	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	498 単位
ii 要介護 1	641 単位
iii 要介護 2	750 単位
iv 要介護 3	910 単位
v 要介護 4	1,066 単位
vi 要介護 5	1,108 単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	
i 経過的要介護	582 単位
ii 要介護 1	772 単位
iii 要介護 2	881 単位
iv 要介護 3	1,041 単位
v 要介護 4	1,197 単位
vi 要介護 5	1,239 単位
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 介護6:1 看護6:1	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	473 単位
ii 要介護 1	611 単位
iii 要介護 2	722 単位
iv 要介護 3	873 単位
v 要介護 4	1,030 単位
vi 要介護 5	1,071 単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	
i 経過的要介護	557 単位
ii 要介護 1	742 単位
iii 要介護 2	853 単位
iv 要介護 3	1,004 単位
v 要介護 4	1,161 単位
vi 要介護 5	1,202 単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 介護5:1 看護6:1	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	498 単位
ii 要介護 1	641 単位
iii 要介護 2	750 単位
iv 要介護 3	910 単位
v 要介護 4	1,066 単位
vi 要介護 5	1,108 単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	
i 経過的要介護	582 単位
ii 要介護 1	772 単位
iii 要介護 2	881 単位
iv 要介護 3	1,041 単位
v 要介護 4	1,197 単位
vi 要介護 5	1,239 単位
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 介護6:1 看護6:1	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	473 単位
ii 要介護 1	611 単位
iii 要介護 2	722 単位
iv 要介護 3	873 単位
v 要介護 4	1,030 単位
vi 要介護 5	1,071 単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	
i 経過的要介護	557 単位
ii 要介護 1	742 単位
iii 要介護 2	853 単位
iv 要介護 3	1,004 単位
v 要介護 4	1,161 単位
vi 要介護 5	1,202 単位
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(-) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	
a 経過的要介護	534 単位
b 要介護 1	701 単位
c 要介護 2	811 単位

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（１日につき）

(-) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <ユニット型室>

a 経過的要介護	625 単位
b 要介護 1	835 単位
c 要介護 2	945 単位
d 要介護 3	1,183 単位
e 要介護 4	1,284 単位
f 要介護 5	1,375 単位

(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <ユニット型個室>

a 経過的要介護	625 単位
b 要介護 1	835 単位
c 要介護 2	945 単位
d 要介護 3	1,183 単位
e 要介護 4	1,284 単位
f 要介護 5	1,375 単位

(3) 特定病院療養病床短期入所療養介護費（１日につき）760 単位

注 1 (1) 及び (2) について、療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げ

d 要介護 3	919 単位
e 要介護 4	1,010 単位
f 要介護 5	1,101 単位

(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (II) <経過室>

a 経過的要介護	618 単位
b 要介護 1	832 単位
c 要介護 2	942 単位
d 要介護 3	1,050 単位
e 要介護 4	1,141 単位
f 要介護 5	1,232 単位

(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（１日につき）

(-) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I) <ユニット型室>

a 経過的要介護	625 単位
b 要介護 1	835 単位
c 要介護 2	945 単位
d 要介護 3	1,183 単位
e 要介護 4	1,284 単位
f 要介護 5	1,375 単位

(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II) <ユニット型個室>

a 経過的要介護	625 単位
b 要介護 1	835 単位
c 要介護 2	945 単位
d 要介護 3	1,183 単位
e 要介護 4	1,284 単位
f 要介護 5	1,375 単位

(4) 特定病院療養病床短期入所療養介護費（１日につき）760 単位

注 1 (1) から (3) までについて、療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基

る区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (3)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 病院療養病床療養環境減算 (I)	25 単位
ロ 病院療養病床療養環境減算 (II)	85 単位
ハ 病院療養病床療養環境減算 (III)	115 単位

- 5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に

準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (4)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 病院療養病床療養環境減算 (I)	25 単位
ロ 病院療養病床療養環境減算 (II)	85 単位
ハ 病院療養病床療養環境減算 (III)	115 単位

- 5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に

従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 夜間勤務等看護(I) 23単位
- ロ 夜間勤務等看護(II) 14単位
- ハ 夜間勤務等看護(III) 7単位

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

8 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(I)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)又は病院療養病床短期入所療養介護費(III)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなす。

10 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、病院療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(-) 管理栄養士配置加算

(二) 栄養士配置加算

12単位

10単位

従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 夜間勤務等看護(I) 23単位
- ロ 夜間勤務等看護(II) 14単位
- ハ 夜間勤務等看護(III) 7単位

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

8 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(I)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなす。

10 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 栄養管理体制加算

(-) 管理栄養士配置加算

(二) 栄養士配置加算

12単位

10単位

注 1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

注 1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(6) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(7) 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費 (略)

(1) ~ (3) (略)

注 1 ~ 7 (略)

8 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) ~ (7) (略)

二 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(I) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1 日につき)

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>看護:介護 3:1 6:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>

i 経過的要介護	833 単位
ii 要介護 1	1,035 単位
iii 要介護 2	1,102 単位
iv 要介護 3	1,169 単位
v 要介護 4	1,237 単位
vi 要介護 5	1,304 単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>

i 経過的要介護	944 単位
ii 要介護 1	1,146 単位
iii 要介護 2	1,213 単位
iv 要介護 3	1,280 単位
v 要介護 4	1,348 単位
vi 要介護 5	1,415 単位

(2) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般病院>看護:介護 4:1 4:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>

i 経過的要介護	766 単位
ii 要介護 1	977 単位
iii 要介護 2	1,048 単位
iv 要介護 3	1,118 単位

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費 (略)

(1) ~ (3) (略)

注 1 ~ 7 (略)

8 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) ~ (7) (略)

二 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(I) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1 日につき)

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>看護:介護 3:1 6:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>

i 経過的要介護	833 単位
ii 要介護 1	1,035 単位
iii 要介護 2	1,102 単位
iv 要介護 3	1,169 単位
v 要介護 4	1,237 単位
vi 要介護 5	1,304 単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>

i 経過的要介護	944 単位
ii 要介護 1	1,146 単位
iii 要介護 2	1,213 単位
iv 要介護 3	1,280 単位
v 要介護 4	1,348 単位
vi 要介護 5	1,415 単位

(2) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般病院>看護:介護 4:1 4:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>

i 経過的要介護	766 単位
ii 要介護 1	977 単位
iii 要介護 2	1,048 単位
iv 要介護 3	1,118 単位

v	要介護 4	1,189 単位
vi	要介護 5	1,259 単位
b	認知症患者型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i	経過的要介護	850 単位
ii	要介護 1	1,108 単位
iii	要介護 2	1,179 単位
iv	要介護 3	1,249 単位
v	要介護 4	1,320 単位
vi	要介護 5	1,390 単位
(三)	認知症患者型短期入所療養介護費 (Ⅲ) <一般病院>看護:介護 4:1 5:1	
a	認知症患者型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i	経過的要介護	743 単位
ii	要介護 1	948 単位
iii	要介護 2	1,017 単位
iv	要介護 3	1,085 単位
v	要介護 4	1,154 単位
vi	要介護 5	1,222 単位
b	認知症患者型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i	経過的要介護	827 単位
ii	要介護 1	1,079 単位
iii	要介護 2	1,148 単位
iv	要介護 3	1,216 単位
v	要介護 4	1,285 単位
vi	要介護 5	1,353 単位
(四)	認知症患者型短期入所療養介護費 (Ⅳ) <一般病院>看護:介護 4:1 6:1	
a	認知症患者型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i	経過的要介護	730 単位
ii	要介護 1	932 単位
iii	要介護 2	999 単位
iv	要介護 3	1,066 単位
v	要介護 4	1,134 単位
vi	要介護 5	1,201 単位
b	認知症患者型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i	経過的要介護	814 単位
ii	要介護 1	1,063 単位

v	要介護 4	1,189 単位
vi	要介護 5	1,259 単位
b	認知症患者型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i	経過的要介護	850 単位
ii	要介護 1	1,108 単位
iii	要介護 2	1,179 単位
iv	要介護 3	1,249 単位
v	要介護 4	1,320 単位
vi	要介護 5	1,390 単位
(三)	認知症患者型短期入所療養介護費 (Ⅲ) <一般病院>看護:介護 4:1 5:1	
a	認知症患者型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i	経過的要介護	743 単位
ii	要介護 1	948 単位
iii	要介護 2	1,017 単位
iv	要介護 3	1,085 単位
v	要介護 4	1,154 単位
vi	要介護 5	1,222 単位
b	認知症患者型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i	経過的要介護	827 単位
ii	要介護 1	1,079 単位
iii	要介護 2	1,148 単位
iv	要介護 3	1,216 単位
v	要介護 4	1,285 単位
vi	要介護 5	1,353 単位
(四)	認知症患者型短期入所療養介護費 (Ⅳ) <一般病院>看護:介護 4:1 6:1	
a	認知症患者型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i	経過的要介護	730 単位
ii	要介護 1	932 単位
iii	要介護 2	999 単位
iv	要介護 3	1,066 単位
v	要介護 4	1,134 単位
vi	要介護 5	1,201 単位
b	認知症患者型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i	経過的要介護	814 単位
ii	要介護 1	1,063 単位

iii 要介護 2	1,130 単位
iv 要介護 3	1,197 単位
v 要介護 4	1,265 単位
vi 要介護 5	1,332 単位
(五) 認知症患者型短期入所療養介護費 (V) 経過措置型 (※)	<一般病院>
a 認知症患者型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	668 単位
ii 要介護 1	870 単位
iii 要介護 2	937 単位
iv 要介護 3	1,004 単位
v 要介護 4	1,072 単位
vi 要介護 5	1,139 単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i 経過的要介護	779 単位
ii 要介護 1	981 単位
iii 要介護 2	1,048 単位
iv 要介護 3	1,115 単位
v 要介護 4	1,183 単位
vi 要介護 5	1,250 単位

(2) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)

iii 要介護 2	1,130 単位
iv 要介護 3	1,197 単位
v 要介護 4	1,265 単位
vi 要介護 5	1,332 単位
(五) 認知症患者型短期入所療養介護費 (V) 経過措置型 (※)	<一般病院>
a 認知症患者型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	668 単位
ii 要介護 1	870 単位
iii 要介護 2	937 単位
iv 要介護 3	1,004 単位
v 要介護 4	1,072 単位
vi 要介護 5	1,139 単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i 経過的要介護	779 単位
ii 要介護 1	981 単位
iii 要介護 2	1,048 単位
iv 要介護 3	1,115 単位
v 要介護 4	1,183 単位
vi 要介護 5	1,250 単位
(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	
a 経過的要介護	570 単位
b 要介護 1	772 単位
c 要介護 2	839 単位
d 要介護 3	906 単位
e 要介護 4	974 単位
f 要介護 5	1,041 単位
(二) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (II) <多床室>	
a 経過的要介護	654 単位
d 要介護 1	903 単位
c 要介護 2	970 単位
d 要介護 3	1,037 単位
e 要介護 4	1,105 単位
f 要介護 5	1,172 単位

(3) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)

- (-) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>
- a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>
- i 経過的要介護 946 単位
 - ii 要介護 1 1,149 単位
 - iii 要介護 2 1,216 単位
 - iv 要介護 3 1,283 単位
 - v 要介護 4 1,351 単位
 - vi 要介護 5 1,418 単位
- b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>
- i 経過的要介護 946 単位
 - ii 要介護 1 1,149 単位
 - iii 要介護 2 1,216 単位
 - iv 要介護 3 1,283 単位
 - v 要介護 4 1,351 単位
 - vi 要介護 5 1,418 単位
- (二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般院>
- a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>
- i 経過的要介護 857 単位
 - ii 要介護 1 1,111 単位
 - iii 要介護 2 1,182 単位
 - iv 要介護 3 1,252 単位
 - v 要介護 4 1,323 単位
 - vi 要介護 5 1,393 単位
- b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>
- i 経過的要介護 857 単位
 - ii 要介護 1 1,111 単位
 - iii 要介護 2 1,182 単位
 - iv 要介護 3 1,252 単位
 - v 要介護 4 1,323 単位
 - vi 要介護 5 1,393 単位
- (3) 特定認知症対応型短期入所療養介護費 (1 日につき) 760 単位
- 注 1 (1) 及び (2) について、老人性認知症疾患療養病棟 (指定居宅サービス基準第 142 条第 1 項第 4 号に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。) を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定

- (-) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>
- a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>
- i 経過的要介護 946 単位
 - ii 要介護 1 1,149 単位
 - iii 要介護 2 1,216 単位
 - iv 要介護 3 1,283 単位
 - v 要介護 4 1,351 単位
 - vi 要介護 5 1,418 単位
- b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>
- i 経過的要介護 946 単位
 - ii 要介護 1 1,149 単位
 - iii 要介護 2 1,216 単位
 - iv 要介護 3 1,283 単位
 - v 要介護 4 1,351 単位
 - vi 要介護 5 1,418 単位
- (二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般院>
- a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>
- i 経過的要介護 857 単位
 - ii 要介護 1 1,111 単位
 - iii 要介護 2 1,182 単位
 - iv 要介護 3 1,252 単位
 - v 要介護 4 1,323 単位
 - vi 要介護 5 1,393 単位
- b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>
- i 経過的要介護 857 単位
 - ii 要介護 1 1,111 単位
 - iii 要介護 2 1,182 単位
 - iv 要介護 3 1,252 単位
 - v 要介護 4 1,323 単位
 - vi 要介護 5 1,393 単位
- (4) 特定認知症対応型短期入所療養介護費 (1 日につき) 760 単位
- 注 1 (1) から (3) までについて、老人性認知症疾患療養病棟 (指定居宅サービス基準第 144 条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。) を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設

める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (3)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症

基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、

疾患型短期入所療養介護費 (ii) 又は認知症疾患型短期入所療養介護費 (V) の認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、認知症疾患型短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(-) 管理栄養士配置加算 12 単位

(二) 栄養士配置加算 10 単位

注1 (-)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所

認知症疾患型短期入所療養介護費 (IV) の認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) 若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費 (V) の認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) 又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 栄養管理体制加算

(-) 管理栄養士配置加算 12 単位

(二) 栄養士配置加算 10 単位

注1 (-)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所

療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算

50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費 （略）

(1)～(3) （略）

注 1～4 （略）

5 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所短期入所療養介護費は、算定しない。

(4)・(5) （略）

療養介護事業所であること。

(6) 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(7) 緊急短期入所ネットワーク加算

50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費 （略）

(1)～(3) （略）

注 1～4 （略）

5 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

(4)・(5) （略）

⑦

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）

（変更点は下線部）

改 正 前	改 正 後
○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）	○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）
指定施設サービス費等介護給付費単位数表	指定施設サービス費等介護給付費単位数表
3 介護療養施設サービス	3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス	イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
(i) 療養型介護療養施設サービス費（1 日につき）	(i) 療養型介護療養施設サービス費（1 日につき）
(-) 療養型介護療養施設サービス費 (I) 看護 6 : 1 介護 4 : 1	(-) 療養型介護療養施設サービス費 (I) 看護 6 : 1 介護 4 : 1
a 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	a 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>
i 要介護 1 671 単位	i 要介護 1 671 単位
ii 要介護 2 781 単位	ii 要介護 2 781 単位
iii 要介護 3 1,019 単位	iii 要介護 3 1,019 単位
iv 要介護 4 1,120 単位	iv 要介護 4 1,120 単位
v 要介護 5 1,211 単位	v 要介護 5 1,211 単位
b 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	b 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>
i 要介護 1 782 単位	i 要介護 1 782 単位
ii 要介護 2 892 単位	ii 要介護 2 892 単位
iii 要介護 3 1,130 単位	iii 要介護 3 1,130 単位
iv 要介護 4 1,231 単位	iv 要介護 4 1,231 単位
v 要介護 5 1,322 単位	v 要介護 5 1,322 単位
(二) 療養型介護療養施設サービス費 (II) 看護 6 : 1 介護 5 : 1	(二) 療養型介護療養施設サービス費 (II) 看護 6 : 1 介護 5 : 1
a 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	a 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>
i 要介護 1 611 単位	i 要介護 1 611 単位
ii 要介護 2 720 単位	ii 要介護 2 720 単位
iii 要介護 3 880 単位	iii 要介護 3 880 単位
iv 要介護 4 1,036 単位	iv 要介護 4 1,036 単位
v 要介護 5 1,078 単位	v 要介護 5 1,078 単位
b 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	b 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>
i 要介護 1 722 単位	i 要介護 1 722 単位
ii 要介護 2 831 単位	ii 要介護 2 831 単位

iii 要介護3	991 単位
iv 要介護4	1,147 単位
v 要介護5	1,189 単位
(三) 療養型介護療養施設サービス費 (Ⅲ) 看護6:1 介護6:1	
a 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	
i 要介護1	581 単位
ii 要介護2	692 単位
iii 要介護3	843 単位
iv 要介護4	1,000 単位
v 要介護5	1,041 単位
b 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <特殊室>	
i 要介護1	692 単位
ii 要介護2	803 単位
iii 要介護3	954 単位
iv 要介護4	1,111 単位
v 要介護5	1,152 単位

(2) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(-) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (I) <ユニット型個室>

a 要介護1	785 単位
b 要介護2	895 単位
c 要介護3	1,133 単位
d 要介護4	1,234 単位

iii 要介護3	991 単位
iv 要介護4	1,147 単位
v 要介護5	1,189 単位
(三) 療養型介護療養施設サービス費 (Ⅲ) 看護6:1 介護6:1	
a 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	
i 要介護1	581 単位
ii 要介護2	692 単位
iii 要介護3	843 単位
iv 要介護4	1,000 単位
v 要介護5	1,041 単位
b 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <特殊室>	
i 要介護1	692 単位
ii 要介護2	803 単位
iii 要介護3	954 単位
iv 要介護4	1,111 単位
v 要介護5	1,152 単位

(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(-) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (I) <従来型個室>

a 要介護1	671 単位
b 要介護2	781 単位
c 要介護3	889 単位
d 要介護4	980 単位
e 要介護5	1,071 単位

(-) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (II) <特殊室>

a 要介護1	782 単位
b 要介護2	892 単位
c 要介護3	1,000 単位
d 要介護4	1,091 単位
e 要介護5	1,182 単位

(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(-) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (I) <ユニット型個室>

a 要介護1	785 単位
b 要介護2	895 単位
c 要介護3	1,133 単位
d 要介護4	1,234 単位

- | | |
|---------|----------|
| e 要介護 5 | 1,325 単位 |
|---------|----------|
- (二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) <ユニット型個室>
- | | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 785 単位 |
| b 要介護 2 | 895 単位 |
| c 要介護 3 | 1,133 単位 |
| d 要介護 4 | 1,234 単位 |
| e 要介護 5 | 1,325 単位 |
- 注 1 療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設（法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護療養施設サービス（同号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。
- | | |
|--------------------|-------|
| イ 病院療養病床療養環境減算 (Ⅰ) | 25 単位 |
|--------------------|-------|

- | | |
|---------|----------|
| e 要介護 5 | 1,325 単位 |
|---------|----------|
- (二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) <ユニット型個室>
- | | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 785 単位 |
| b 要介護 2 | 895 単位 |
| c 要介護 3 | 1,133 単位 |
| d 要介護 4 | 1,234 単位 |
| e 要介護 5 | 1,325 単位 |
- 注 1 療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設（法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護療養施設サービス（同号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。
- | | |
|--------------------|-------|
| イ 病院療養病床療養環境減算 (Ⅰ) | 25 単位 |
|--------------------|-------|

- 病院療養病床療養環境減算(Ⅱ) 85 単位
- ハ 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ) 115 単位
- 5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
 - イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) 23 単位
 - 夜間勤務等看護(Ⅱ) 14 単位
 - ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) 7 単位
- 7 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 444 単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 8 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1 月に 4 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 444 単位を算定する。
- 9 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室に入院している者であって、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)又は療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

- 病院療養病床療養環境減算(Ⅱ) 85 単位
- ハ 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ) 115 単位
- 5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
 - イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) 23 単位
 - 夜間勤務等看護(Ⅱ) 14 単位
 - ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) 7 単位
- 7 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 444 単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 8 (2)について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に 1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 800 単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は、算定できない。また、この場合において、注 7 に掲げる単位を算定する場合は、算定しない。
- 9 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1 月に 4 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 444 単位を算定する。
- 10 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室に入院している者であって、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)若しくは療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)又は療養型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

又は療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

- 10 次のいずれかに該当する者に対して、療養型介護療養施設サービス費(I)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)又は療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)を支給する場合は、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)又は療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が 30 日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

- (3) 初期加算 30 単位

注 入院した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数を加算する。

- (4) 退院時指導等加算

(-) 退院時等指導加算

- | | | |
|---|------------|--------|
| a | 退院前後訪問指導加算 | 460 単位 |
| b | 退院時指導加算 | 400 単位 |
| c | 退院時情報提供加算 | 500 単位 |
| d | 退院前連携加算 | 500 単位 |

(二) 老人訪問看護指示加算 300 単位

注 1 (-) の a については、入院期間が 1 月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中 1 回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、

ス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)若しくは療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)又は療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

- 11 次のいずれかに該当する者に対して、療養型介護療養施設サービス費(I)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)若しくは療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)又は療養型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)若しくは療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)又は療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が 30 日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

- (4) 初期加算 30 単位

注 入院した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数を加算する。

- (5) 退院時指導等加算

(-) 退院時等指導加算

- | | | |
|---|------------|--------|
| a | 退院前後訪問指導加算 | 460 単位 |
| b | 退院時指導加算 | 400 単位 |
| c | 退院時情報提供加算 | 500 単位 |
| d | 退院前連携加算 | 500 単位 |

(二) 老人訪問看護指示加算 300 単位

注 1 (-) の a については、入院期間が 1 月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中 1 回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、

2回)を限度として算定し、入院患者の退院後 30 日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後 1 回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (一)のbについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

5 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護が必要であると

2回)を限度として算定し、入院患者の退院後 30 日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後 1 回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (一)のbについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

5 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護が必要であると

認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーションに対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

(5) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12 単位
- (二) 栄養士配置加算 10 単位

注 1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

(6) 栄養マネジメント加算 12 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーションに対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

(6) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12 単位
- (二) 栄養士配置加算 10 単位

注 1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

(7) 栄養マネジメント加算 12 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

(7) 経口移行加算

28 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(8) 経口維持加算

(一) 経口維持加算 (I)

28 単位

(二) 経口維持加算 (II)

5 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者ごとに利用者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算 (I) を算定している場合は、経口維持加算 (II) は、算定しない。

イ 経口維持加算 (I) 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により

(8) 経口移行加算

28 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(9) 経口維持加算

(一) 経口維持加算 (I)

28 単位

(二) 経口維持加算 (II)

5 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者ごとに利用者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算 (I) を算定している場合は、経口維持加算 (II) は、算定しない。

イ 経口維持加算 (I) 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により

誤嚥が認められるものを対象としていること。

□ 経口維持加算(Ⅱ) 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(9) 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

□ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

(10) 在宅復帰支援機能加算

10 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1 日につき所定単位数を加算する。

イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。

□ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

(11) 特定診療費

入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて

誤嚥が認められるものを対象としていること。

□ 経口維持加算(Ⅱ) 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(10) 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

□ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

(11) 在宅復帰支援機能加算

10 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1 日につき所定単位数を加算する。

イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。

□ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

(12) 特定診療費

入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて

得た額を算定する。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス (略)

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(-1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I) 看護3:1 介護6:1 <大学病院等>

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>

i 要介護 1	1,005 単位
ii 要介護 2	1,072 単位
iii 要介護 3	1,139 単位
iv 要介護 4	1,207 単位
v 要介護 5	1,274 単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>

i 要介護 1	1,116 単位
ii 要介護 2	1,183 単位
iii 要介護 3	1,250 単位
iv 要介護 4	1,318 単位
v 要介護 5	1,385 単位

(-2) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II) 看護4:1 介護4:1 <一般病院>

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>

i 要介護 1	947 単位
ii 要介護 2	1,018 単位
iii 要介護 3	1,088 単位
iv 要介護 4	1,159 単位
v 要介護 5	1,229 単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>

i 要介護 1	1,058 単位
ii 要介護 2	1,129 単位
iii 要介護 3	1,199 単位
iv 要介護 4	1,270 単位
v 要介護 5	1,340 単位

(-3) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (III) 看護4:1 介護5:1 <一般病院>

得た額を算定する。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス (略)

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(-1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I) 看護3:1 介護6:1 <大学病院等>

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>

i 要介護 1	1,005 単位
ii 要介護 2	1,072 単位
iii 要介護 3	1,139 単位
iv 要介護 4	1,207 単位
v 要介護 5	1,274 単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>

i 要介護 1	1,116 単位
ii 要介護 2	1,183 単位
iii 要介護 3	1,250 単位
iv 要介護 4	1,318 単位
v 要介護 5	1,385 単位

(-2) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II) 看護4:1 介護4:1 <一般病院>

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>

i 要介護 1	947 単位
ii 要介護 2	1,018 単位
iii 要介護 3	1,088 単位
iv 要介護 4	1,159 単位
v 要介護 5	1,229 単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>

i 要介護 1	1,058 単位
ii 要介護 2	1,129 単位
iii 要介護 3	1,199 単位
iv 要介護 4	1,270 単位
v 要介護 5	1,340 単位

(-3) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (III) 看護4:1 介護5:1 <一般病院>

a	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	
i	要介護 1	918 単位
ii	要介護 2	987 単位
iii	要介護 3	1,055 単位
iv	要介護 4	1,124 単位
v	要介護 5	1,192 単位
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	
i	要介護 1	1,029 単位
ii	要介護 2	1,098 単位
iii	要介護 3	1,166 単位
iv	要介護 4	1,235 単位
v	要介護 5	1,303 単位
(四)	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (IV) 看護 4:1 介護 6:1 <一般病院>	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	
i	要介護 1	902 単位
ii	要介護 2	969 単位
iii	要介護 3	1,036 単位
iv	要介護 4	1,104 単位
v	要介護 5	1,171 単位
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	
i	要介護 1	1,013 単位
ii	要介護 2	1,080 単位
iii	要介護 3	1,147 単位
iv	要介護 4	1,215 単位
v	要介護 5	1,282 単位
(五)	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (V) 経過措置型 (※) <一般病院>	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	
i	要介護 1	840 単位
ii	要介護 2	907 単位
iii	要介護 3	974 単位
iv	要介護 4	1,042 単位
v	要介護 5	1,109 単位
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	
i	要介護 1	951 単位
ii	要介護 2	1,018 単位

a	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	
i	要介護 1	918 単位
ii	要介護 2	987 単位
iii	要介護 3	1,055 単位
iv	要介護 4	1,124 単位
v	要介護 5	1,192 単位
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	
i	要介護 1	1,029 単位
ii	要介護 2	1,098 単位
iii	要介護 3	1,166 単位
iv	要介護 4	1,235 単位
v	要介護 5	1,303 単位
(四)	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (IV) 看護 4:1 介護 6:1 <一般病院>	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	
i	要介護 1	902 単位
ii	要介護 2	969 単位
iii	要介護 3	1,036 単位
iv	要介護 4	1,104 単位
v	要介護 5	1,171 単位
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	
i	要介護 1	1,013 単位
ii	要介護 2	1,080 単位
iii	要介護 3	1,147 単位
iv	要介護 4	1,215 単位
v	要介護 5	1,282 単位
(五)	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (V) 経過措置型 (※) <一般病院>	
a	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	
i	要介護 1	840 単位
ii	要介護 2	907 単位
iii	要介護 3	974 単位
iv	要介護 4	1,042 単位
v	要介護 5	1,109 単位
b	認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	
i	要介護 1	951 単位
ii	要介護 2	1,018 単位

iii 要介護 3	1,085 単位
iv 要介護 4	1,153 単位
v 要介護 5	1,220 単位

(2) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

(- ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I) <特設等>

a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <ユニット個室>

i 要介護 1	1,119 単位
ii 要介護 2	1,186 単位
iii 要介護 3	1,253 単位
iv 要介護 4	1,321 単位
v 要介護 5	1,388 単位

b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <ユニット準個室>

i 要介護 1	1,119 単位
ii 要介護 2	1,186 単位
iii 要介護 3	1,253 単位
iv 要介護 4	1,321 単位
v 要介護 5	1,388 単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II) <一般病棟>

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <ユニット個室>

i 要介護 1	1,061 単位
---------	----------

iii 要介護 3	1,085 単位
iv 要介護 4	1,153 単位
v 要介護 5	1,220 単位

(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）

(- 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (I) <特設個室>

a 要介護 1	742 単位
b 要介護 2	809 単位
c 要介護 3	876 単位
d 要介護 4	944 単位
e 要介護 5	1,011 単位

(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (II) <多床室>

a 要介護 1	853 単位
b 要介護 2	920 単位
c 要介護 3	987 単位
d 要介護 4	1,055 単位
e 要介護 5	1,122 単位

(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

(- ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I) <大学病院等>

a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <ユニット個室>

i 要介護 1	1,119 単位
ii 要介護 2	1,186 単位
iii 要介護 3	1,253 単位
iv 要介護 4	1,321 単位
v 要介護 5	1,388 単位

b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <ユニット準個室>

i 要介護 1	1,119 単位
ii 要介護 2	1,186 単位
iii 要介護 3	1,253 単位
iv 要介護 4	1,321 単位
v 要介護 5	1,388 単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II) <一般病棟>

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <ユニット個室>

i 要介護 1	1,061 単位
---------	----------

ii 要介護 2	1,132 単位
iii 要介護 3	1,202 単位
iv 要介護 4	1,273 単位
v 要介護 5	1,343 単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <ユニット型 準個室>	
i 要介護 1	1,061 単位
ii 要介護 2	1,132 単位
iii 要介護 3	1,202 単位
iv 要介護 4	1,273 単位
v 要介護 5	1,343 単位

- 注 1 老人性認知症疾患療養病棟（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 2 条第 3 項に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (2) について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算する。
- 4 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 444 単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

ii 要介護 2	1,132 単位
iii 要介護 3	1,202 単位
iv 要介護 4	1,273 単位
v 要介護 5	1,343 単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <ユニット型 準個室>	
i 要介護 1	1,061 単位
ii 要介護 2	1,132 単位
iii 要介護 3	1,202 単位
iv 要介護 4	1,273 単位
v 要介護 5	1,343 単位

- 注 1 老人性認知症疾患療養病棟（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第 2 条第 3 項に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (3) について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算する。
- 4 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 444 単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

- 5 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定する。
- 6 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。
- 7 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

- 5 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定する。
- 6 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)を算定する。
- 7 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が 30 日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(3) 初期加算 30 単位

注 入院した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数を加算する。

(4) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

- | | | |
|---|------------|--------|
| a | 退院前後訪問指導加算 | 460 単位 |
| b | 退院時指導加算 | 400 単位 |
| c | 退院時情報提供加算 | 500 単位 |
| d | 退院前連携加算 | 500 単位 |

(二) 老人訪問看護指示加算 300 単位

注 1 (一)の a については、入院期間が 1 月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中 1 回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、2 回）を限度として算定し、入院患者の退院後 30 日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後 1 回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (一)の b については、入院期間が 1 月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、

る。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が 30 日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(4) 初期加算 30 単位

注 入院した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数を加算する。

(5) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

- | | | |
|---|------------|--------|
| a | 退院前後訪問指導加算 | 460 単位 |
| b | 退院時指導加算 | 400 単位 |
| c | 退院時情報提供加算 | 500 単位 |
| d | 退院前連携加算 | 500 単位 |

(二) 老人訪問看護指示加算 300 単位

注 1 (一)の a については、入院期間が 1 月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中 1 回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、2 回）を限度として算定し、入院患者の退院後 30 日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後 1 回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (一)の b については、入院期間が 1 月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、

退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者 1 人につき 1 回を限度として算定する。

- 3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者 1 人につき 1 回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

- 4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者 1 人につき 1 回を限度として算定する。

- 5 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーションに対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者 1 人につき 1 回を限度として算定する。

(5) 栄養管理体制加算

- | | |
|---------------|-------|
| (一) 管理栄養士配置加算 | 12 単位 |
| (二) 栄養士配置加算 | 10 単位 |

注 1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1 日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を 1 名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養

退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者 1 人につき 1 回を限度として算定する。

- 3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者 1 人につき 1 回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

- 4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者 1 人につき 1 回を限度として算定する。

- 5 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーションに対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者 1 人につき 1 回を限度として算定する。

(6) 栄養管理体制加算

- | | |
|---------------|-------|
| (一) 管理栄養士配置加算 | 12 単位 |
| (二) 栄養士配置加算 | 10 単位 |

注 1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1 日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を 1 名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養

型医療施設であること。

- 2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

(6) 栄養マネジメント加算

12 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

(7) 経口移行加算

28 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口に

型医療施設であること。

- 2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

(7) 栄養マネジメント加算

12 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

(8) 経口移行加算

28 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口に

よる食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(8) 経口維持加算

- (一) 経口維持加算(I) 28単位
- (二) 経口維持加算(II) 5単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者ごとに入院患者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(I)を算定している場合は、経口維持加算(II)は、算定しない。

イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算(II) 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

よる食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(9) 経口維持加算

- (一) 経口維持加算(I) 28単位
- (二) 経口維持加算(II) 5単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者ごとに入院患者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(I)を算定している場合は、経口維持加算(II)は、算定しない。

イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算(II) 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(9) 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

(10) 在宅復帰支援機能加算

10 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入院患者の家族との連絡調整を行うこと。

ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

(11) 特定診療費

入院患者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

(10) 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

(11) 在宅復帰支援機能加算

10 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入院患者の家族との連絡調整を行うこと。

ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

(12) 特定診療費

入院患者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生省告示第百二十七号）

（変更点は下線部）

改正前	改正後
○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号） 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 9 介護予防短期入所療養介護費 イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費（略） (1)・(2)（略） 注 1～6（略） 7 利用者が連続して 30 日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、<u>介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費</u>は、算定しない。 (3)～(5)（略） ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費 (1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1 日につき） (-) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) 介護 4:1 看護 6:1 a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室> i 要支援 1 534 単位 ii 要支援 2 667 単位 b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室> i 要支援 1 618 単位 ii 要支援 2 772 単位 (二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II) 介護 5:1 看護 6:1 a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室> i 要支援 1 498 単位 ii 要支援 2 622 単位 b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室> i 要支援 1 582 単位 ii 要支援 2 727 単位	○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号） 指定介護予防サービス介護給付費単位数表 9 介護予防短期入所療養介護費 イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費（略） (1)・(2)（略） 注 1～6（略） 7 利用者が連続して 30 日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、<u>介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費</u>は、算定しない。 (3)～(5)（略） ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費 (1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1 日につき） (-) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) 介護 4:1 看護 6:1 a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室> i 要支援 1 534 単位 ii 要支援 2 667 単位 b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室> i 要支援 1 618 単位 ii 要支援 2 772 単位 (二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II) 介護 5:1 看護 6:1 a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室> i 要支援 1 498 単位 ii 要支援 2 622 単位 b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室> i 要支援 1 582 単位 ii 要支援 2 727 単位

- (三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅲ) 介護6:1 看護6:1
- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>
- i 要支援 1 473 単位
- ii 要支援 2 591 単位
- b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>
- i 要支援 1 557 単位
- ii 要支援 2 696 単位

(2) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)

- (一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)
- a 要支援 1 625 単位
- b 要介護 2 781 単位
- (二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅱ)
- a 要支援 1 625 単位
- b 要支援 2 781 単位

注 1 療養病床 (医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。) を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟 (療養病床に係るものに限る。) において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護

- (三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅲ) 介護6:1 看護6:1
- a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>
- i 要支援 1 473 単位
- ii 要支援 2 591 単位
- b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>
- i 要支援 1 557 単位
- ii 要支援 2 696 単位

(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)

- (一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>
- a 要支援 1 534 単位
- b 要支援 2 667 単位
- (二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅱ) <多床室>
- a 要支援 1 618 単位
- b 要支援 2 772 単位

(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)

- (一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)
- a 要支援 1 625 単位
- b 要介護 2 781 単位
- (二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (Ⅱ)
- a 要支援 1 625 単位
- b 要支援 2 781 単位

注 1 療養病床 (医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。) を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟 (療養病床に係るものに限る。) において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護

職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 病院療養病床療養環境減算(Ⅰ)	25単位
ロ 病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)	85単位
ハ 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)	115単位

- 4 医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)	23単位
ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)	14単位
ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)	7単位

- 6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

- 7 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)又は病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 病院療養病床療養環境減算(Ⅰ)	25単位
ロ 病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)	85単位
ハ 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)	115単位

- 4 医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)	23単位
ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)	14単位
ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)	7単位

- 6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

- 7 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位
- 注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。
 - イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。
- 2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。
 - イ 栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府

する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位
- 注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。
 - イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。
- 2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。
 - イ 栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府

県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1)・(2) (略)

注1～6 (略)

7 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3)～(5) (略)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(-) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)〈大等級等〉

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)〈従来型個室〉

i 要支援1 833単位

ii 要支援2 993単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)〈新個室〉

i 要支援1 944単位

ii 要支援2 1,098単位

県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1)・(2) (略)

注1～6 (略)

7 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3)～(5) (略)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(-) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)〈大等級等〉

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)〈従来型個室〉

i 要支援1 833単位

ii 要支援2 993単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)〈新個室〉

i 要支援1 944単位

ii 要支援2 1,098単位

- (二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅱ) <一般病院>
- a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>
- i 要支援 1 766 単位
- ii 要支援 2 934 単位
- b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>
- i 要支援 1 850 単位
- ii 要支援 2 1,039 単位
- (三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅲ) <一般病院>
- a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>
- i 要支援 1 743 単位
- ii 要支援 2 906 単位
- b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>
- i 要支援 1 827 単位
- ii 要支援 2 1,011 単位
- (四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅳ) <一般病院>
- a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>
- i 要支援 1 730 単位
- ii 要支援 2 890 単位
- b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>
- i 要支援 1 814 単位
- ii 要支援 2 995 単位
- (五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅴ) <一般病院>
- a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>
- i 要支援 1 668 単位
- ii 要支援 2 828 単位
- b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>
- i 要支援 1 779 単位
- ii 要支援 2 933 単位

- (二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅱ) <一般病院>
- a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>
- i 要支援 1 766 単位
- ii 要支援 2 934 単位
- b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>
- i 要支援 1 850 単位
- ii 要支援 2 1,039 単位
- (三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅲ) <一般病院>
- a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>
- i 要支援 1 743 単位
- ii 要支援 2 906 単位
- b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>
- i 要支援 1 827 単位
- ii 要支援 2 1,011 単位
- (四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅳ) <一般病院>
- a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>
- i 要支援 1 730 単位
- ii 要支援 2 890 単位
- b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>
- i 要支援 1 814 単位
- ii 要支援 2 995 単位
- (五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅴ) <一般病院>
- a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>
- i 要支援 1 668 単位
- ii 要支援 2 828 単位
- b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>
- i 要支援 1 779 単位
- ii 要支援 2 933 単位

(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)

- (一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅰ) <従来型個室>
- a 要支援 1 570 単位
- b 要支援 2 730 単位
- (二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (Ⅱ) <多床室>
- a 要支援 1 654 単位
- b 要支援 2 835 単位

(2) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

- (一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I)
 - a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)
 - i 要支援 1 946 単位
 - ii 要支援 2 1,101 単位
 - b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)
 - i 要支援 1 946 単位
 - ii 要支援 2 1,101 単位
- (二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II)
 - a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)
 - i 要支援 1 857 単位
 - ii 要支援 2 1,048 単位
 - b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)
 - i 要支援 1 857 単位
 - ii 要支援 2 1,048 単位

注 1 老人性認知症疾患療養病棟（指定介護予防サービス基準第 187 条第 1 項第 4 号に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (2) について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。
- 3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

- (一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I)
 - a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)
 - i 要支援 1 946 単位
 - ii 要支援 2 1,101 単位
 - b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)
 - i 要支援 1 946 単位
 - ii 要支援 2 1,101 単位
- (二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II)
 - a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)
 - i 要支援 1 857 単位
 - ii 要支援 2 1,048 単位
 - b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)
 - i 要支援 1 857 単位
 - ii 要支援 2 1,048 単位

注 1 老人性認知症疾患療養病棟（指定介護予防サービス基準第 189 条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (3) について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。
- 3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

4 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (III)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (IV) 又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V) を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I) の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II) の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (III) の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (IV) の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) 又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V) の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

6 利用者が連続して 30 日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12 単位
- (二) 栄養士配置加算 10 単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療

4 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (III)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (IV) 若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V) 又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I) の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II) の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (III) の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (IV) の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) 若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V) の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) 又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (II) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

6 利用者が連続して 30 日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12 単位
- (二) 栄養士配置加算 10 単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療

養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

- 2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(4) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費 (略)

(1)・(2) (略)

注 1～3 (略)

- 4 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、基準適合診療所

養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

- 2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費 (略)

(1)・(2) (略)

注 1～3 (略)

- 4 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、基準適合診療所

介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3)・(4) (略)

における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3)・(4) (略)

○ 厚生労働大臣が定める者等(平成十二年厚生省告示第二十二号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、<u>ロ(1)から(4)までの注2</u>、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(4)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者 (略)	十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、<u>ロ(1)から(3)までの注2</u>、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(3)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者 (略)
十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、<u>ロ(6)の注</u>、ハ(5)の注、ニ(6)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食 (略)	十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、<u>ロ(5)の注</u>、ハ(5)の注、ニ(5)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食 (略)
十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、<u>ロ(7)の注</u>、ハ(6)の注及びニ(7)の注の厚生労働大臣が定める者 (略)	十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、<u>ロ(6)の注</u>、ハ(6)の注及びニ(6)の注の厚生労働大臣が定める者 (略)
三十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)から(3)までの注10、<u>ロ(1)及び(2)の注7並びにハ(1)から(3)までの注6</u>の厚生労働大臣が定める者 (略)	三十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)及び(2)の注9、<u>ロ(1)及び(2)の注7並びにハ(1)及び(2)の注6</u>の厚生労働大臣が定める者 (略)
三十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービス	三十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービス

のイ(10)の注、ロ(9)の注及びハ(10)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

五十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養
介護費のイ(4)の注、ロ(5)の注、ハ(4)の注、ニ(5)の注及びホ(4)の注の厚生
労働大臣が定める療養食

(略)

のイ(9)の注、ロ(9)の注及びハ(9)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

五十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養
介護費のイ(4)の注、ロ(4)の注、ハ(4)の注、ニ(4)の注及びホ(4)の注の厚生
労働大臣が定める療養食

(略)

○ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）

改正後	八 指定短期入所療養介護の施設基準 イハ（略） ニ 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 (1) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 (一) 療養病床を有する病院（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第五十二条の規定の適用を受ける病院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所であること。 (二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分（指定居室サービ ス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分という。以下この号において同じ。）以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が6又はその端数を増すごとに一以上であること。
改正後	八 指定短期入所療養介護の施設基準 イハ（略） ニ 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 (1) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 (一) 療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。 (二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病床の看護職員の数及び当該療養病床のユニット部分（指定居室サービ ス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分という。以下この号において同じ。）以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が6又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 五 (略)

(六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(七) 八 (略)

(2) ・ (3) (略)

ホ 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該療養病棟における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が八又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の

(三) 五 (略)

(六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(七) 八 (略)

(2) ・ (3) (略)

数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(5) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第二号の二、第三号イ及び第十一号イ(同令第五十一条の規定の適用を受ける場合を含む。)に規定する基準に該当するものであること。

(6) ニ(1)(四)、(七)及び(八)に該当するものであること。

ヘ (略)

ト 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ニ(1)から(3)まで、ホ又はヘのいずれかに該当するものであること。

チ 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (略)

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 当該療養病室における看護職員又は介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユ

ホ (略)

ヘ 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ニ(1)から(3)まで又はホのいずれかに該当するものであること。

ト 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (略)

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

ニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員又は介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

リ

ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) チ(1)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(2) 当該療養病室における看護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該療養病室における介護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

リ

ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ト(1)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(2) 当該療養病室における看護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該療養病室における介護職員の数（当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ヌ| 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

チ(1)若しくは(2)又はリのいずれかに該当するものであること。

ル| 認知症患者型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

養介護の施設基準

(一) 老人性認知症患者療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院を除き、同令第四十三条の二の規定の適用を受ける病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(2) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

養介護の施設基準

(一) 老人性認知症患者療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定及び(1)の規定の適用を受ける病院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(3) (5) (略)

ヲ| 認知症患者型経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

療養介護の施設基準

(1) 老人性認知症患者療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十

リ| 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ト(1)若しくは(2)又はチのいずれかに該当するものであること

ヌ| 認知症患者型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

養介護の施設基準

(一) 老人性認知症患者療養病棟を有する病院（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(2) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症患者療養病棟を有する病院（(1)の規定の適用を受ける病院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(3) (5) (略)

二条の規定の適用を受ける病院に限る。)である指定短期入所療養介護事業所であること。

- (2) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (3) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (4) (2)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

- (5) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

ワ

ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定

ル

ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定

短期入所療養介護の施設基準

- (一) ル(1)及び(四)に該当するものであること。
- (二) (三) (略)
- (四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当して
いないこと。

- (2) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定
短期入所療養介護の施設基準

- (一) ル(2)及び(四)に該当するものであること。
- (二) (四) (略)

- カ 特定認知症患者型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療
養介護の施設基準

ル(1)から(5)まで、又はワ(1)若しくは(2)のいずれかに該当するもの
であること。

- 十三 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療
養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期
入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病
床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院
療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)、診療所療養病床短期入所療養
介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短
期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、認知症
疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症患者型短期入所療養介護費(i)、
認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症患者型短期入所療養介護

短期入所療養介護の施設基準

- (一) ヌ(1)及び(四)に該当するものであること。
- (二) (三) (略)
- (四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当して
いないこと。

- (2) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定
短期入所療養介護の施設基準

- (一) ヌ(2)及び(四)に該当するものであること。
- (二) (四) (略)

- カ 特定認知症患者型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療
養介護の施設基準

ヌ(1)から(5)まで又はル(1)若しくは(2)のいずれかに該当するものであ
ること。

- 十三 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療
養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期
入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病
床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、診療
所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護
費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入
所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症患者型
短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症
疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)の

費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅵ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は基準適合診療所又は基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。))第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室又は病室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロにおいて同じ。)(定員が一人のものに限る。)(の利用者に対して行われるものであること。

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、

認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。))第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室又は病室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロにおいて同じ。)(定員が一人のものに限る。)(の利用者に対して行われるものであること。

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、

認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属さない療養室又は病室(定員が二人以上のものに限る
。の利用者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)

二十九 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービス費の施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)五中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービス費の施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(4)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービス費の施設基準

第八号ヘの規定を準用する。この場合において、同号ヘ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室(定員が二人以上のものに限る
。の利用者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)

二十九 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービス費の施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)五中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十二号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービス費の施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十二号イ(3)」と読み替えるものとする。

ニ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号チの規定を準用する。

ホ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号リの規定を準用する。

ヘ 認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)(五)又は

(2)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ト 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

チ ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(1)(四)又は

(2)(四)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

四十三 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
イ 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費
(Ⅰ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス

ハ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号トの規定を準用する。

ニ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号チの規定を準用する。

ホ 認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヌの規定を準用する。この場合において、同号ヌ(1)(五)又は

(2)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十二号イ(2)」と読み替えるものとする。

ヘ ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)(四)又は(2)

(四)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十二号イ(3)」と読み替えるものとする。

四十三 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
イ 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費
(Ⅰ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス

費(i)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない病室(指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ロ 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

費(i)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない病室(指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下ロ及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ロ 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス費(ii)、療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
 ユニットに属さない病室(定員が二人以上のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)

症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない病室(定員が二人以上のものに限る。)の入院患者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）
（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正後
四 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法 イ（略） ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法 (1)（略） (2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費、病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）並びに認知症疾患型短期入所療養介護費、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げる場合を除く。）により算定する。	四 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法 イ（略） ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法 (1)（略） (2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費及び特定病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）並びに認知症疾患型短期入所療養介護費、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げる場合を除く。）により算定する。
厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準 厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法	厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準 厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む）。	(略)	(略)
指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ、Ⅳ)若しくは(V)、認知症患者型経過型短期入所療養介護費若しくは特定認知症患者型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	(略)	(略)
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む）。	(略)	(略)
指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ、Ⅳ)若しくは(V)若しくは特定認知症患者型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	(略)	(略)

(略)	(略)
(略)	(略)
(3) (略) ハ (略)	十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法 イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法 (1) (略) (2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。
(3) (略) ハ (略)	十三 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法 イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法 (1) (略) (2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。
厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年	指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費の所定単位数
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年	指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する

厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第二条（指定介護療養型医療施設基準附則第十八条又

は第十九条の規定の適用を受け

る場合を含む。以下この表にお

いて同じ。）に定める員数に百

分の六十を乗じて得た数の医師

を置いておらず、同条に定める

員数の介護支援専門員を置いて

おり、かつ、指定介護療養施設

サービスを行う病棟に同条に定

める員数の看護職員及び介護職

員を置いていること（当該指定

介護療養型医療施設が、一部ユ

ニット型指定介護療養型医療施

設である場合にあつては、指定

介護療養型医療施設基準第二条

に定める員数に百分の六十を乗

じて得た数の医師を置いておら

ず、同条に定める員数の介護支

援専門員を置いており、かつ、

当該指定介護療養型医療施設の

ユニット部分（指定介護療養型

医療施設基準第五十二条に規定

するユニット部分をいう。以下

この号において同じ。）以外の

部分について、指定介護療養型

医療施設基準第二条に定める員

数の看護職員及び介護職員を置

に百分の九十を乗じて得た単位
数を用いて、指定施設サービス
等に要する費用の額の算定に関
する基準の例により算定する。

基準の例により算定する。

厚生省令第四十一号。以下「指

定介護療養型医療施設基準」と

いう。）第二条に定める員数に

百分の六十を乗じて得た数の医

師を置いておらず、同条に定め

る員数の介護支援専門員を置いて

おり、かつ、指定介護療養施設

サービスを行う病棟に同条に

定める員数の看護職員及び介護

職員を置いていること（当該指

定介護療養型医療施設が、一部

ユニット型指定介護療養型医療

施設である場合にあつては、指

定介護療養型医療施設基準第二

条に定める員数に百分の六十を

乗じて得た数の医師を置いてお

らず、同条に定める員数の介護

支援専門員を置いており、かつ

、当該指定介護療養型医療施設

のユニット部分（指定介護療養

型医療施設基準第五十二条に規

定するユニット部分をいう。以

下この号において同じ。）以外

の部分について、指定介護療養

型医療施設基準第二条に定める

員数の看護職員及び介護職員を

置いている場合を含む。）。

いている場合を含む。)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

ロ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(2) (1) (略)

指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費(病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ (略)

ロ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(2) (1) (略)

指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費(病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費に限る。)については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

。）並びに認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
--------------------------------------	-------------------------------------	---	--

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
--------------------------------------	-------------------------------------	---	--

数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。）及びユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。））については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。 表（略） ハ（略）			

数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。 表（略） ハ（略）			

○厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
一（略） 二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ（略） ロ 病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 病院療養病床短期入所療養介護費又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一) (二) (略) (2) (略) (3) 夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅳ)までを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一) (二) (略) (三) 夜間勤務等看護(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (Ⅰ)の規定を準用する。この場合において、(Ⅰ)(一)中「三十」とあるのは、「二十」と読み替えるものとする。 七 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設	一（略） 二 指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ（略） ロ 病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一) (二) (略) (2) (略) (3) 夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅳ)までを算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (一) (二) (略) (三) 夜間勤務等看護(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (Ⅰ)の規定を準用する。この場合において、(Ⅰ)(一)中「三十」とあるのは、「二十」と、(Ⅰ)(三)中「六十四時間」とあるのは「七十二時間」と読み替えるものとする。 七 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型介護療

サービス費又はユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 療養型介護療養施設サービス費又は療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

ロ・ハ (略)

九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

ロ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

(2)・(3) (略)

養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

ロ・ハ (略)

九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ (略)

ロ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

(2)・(3) (略)

○ 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額

(平成十二年厚生省告示第三十八号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(7)、ロ(8)、ハ(7)及びニ(8)に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)、ロ(6)、ハ(5)及びニ(6)に係る費用の額	四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(2)、ロ(2)、ハ(2)及びニ(2)に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)、ロ(5)、ハ(5)及びニ(5)に係る費用の額

○ 介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（表略）

備考

一〇三 （略）

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、指定居

宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）の認知

（表略）

備考

一〇三 （略）

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、指定居

宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）の病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の診療所療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）、認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅲ）の認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）、認知症疾患

養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき者が利用する療養室又は病室をいう。

五 この表において「多床室」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)、併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入

診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき者が利用する療養室又は病室をいう。

五 この表において「多床室」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)、併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入

所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養
 病床短期入所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床経過型短期入所療養介
 護費(ⅱ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床
 短期入所療養介護費(ⅱ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の
 診療所療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療
 養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型
 短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認
 知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介
 護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期
 入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症
 疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型経過型短期入所療養
 介護費(ⅱ)若しくは基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)、指定地
 域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護
 福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは経過的地域密着型介護福祉施設サ
 ービス費(Ⅱ)、指定施設サービス费等介護給付費単位数表に規定する
 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、
 介護保健施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護保健施設サービス費(Ⅱ)、
 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス
 費(ⅱ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サ
 ービス費(ⅱ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養
 施設サービス費(ⅱ)、療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、診
 療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の診療所型介護療養施設サービス
 費(ⅱ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の診療所型介護療養

所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養
 病床短期入所療養介護費(ⅱ)、診療所療養病床短期入所療養介護費
 (Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)、診療所療養病床短期
 入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)、認知
 症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護
 費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入
 所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾
 患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)
 の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型短期入所療
 養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)若しくは基準適
 合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)、指定地域密着型サービス介護給
 付費単位数表に規定する地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若
 しくは経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、指定施設サ
 ービス费等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費
 (Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費
 (Ⅱ)、小規模介護保健施設サービス費(Ⅱ)、療養型介護療養施設サ
 ービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費(ⅱ)、療養型介護療養施
 設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(ⅱ)、診療
 療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス費(ⅱ)、診療
 所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の診療所型介護療養施設サービス
 費(ⅱ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の診療所型介護療養施
 設サービス費(ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の認知
 症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設

[illegible]

介護費(ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

○厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第二百二十三号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準

イ ホ（略）
へ その他

(2) (1) (略)
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)から(4)までの注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、ニ(1)から(4)までの注5及びホ(1)、(2)及び(3)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12及び注13、介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)、(2)及び(3)の注10、イ(1)、(2)及び(3)の注11、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6及びハ(1)、(2)及び(3)の注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイ、ロ、ハ及びニの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)、(2)及び(3)

一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準

イ ホ（略）
へ その他

(2) (1) (略)
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)、(2)及び(3)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、ニ(1)、(2)及び(3)の注5及びホ(1)、(2)及び(3)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12及び注13、介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)及び(2)の注9、イ(1)及び(2)の注10、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)及び(2)の注6及びハ(1)及び(2)の注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイ、ロ、ハ及びニの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)及び(2)の注7、ハ(1)及び(2)の

の注 7、ハ(1)及び(2)の注 5、ニ(1)、(2)及び(3)の注 4 及びホ(1)及び(2)の注 3 に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

注 5、ニ(1)及び(2)の注 4 及びホ(1)及び(2)の注 3 に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）
（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
一 適正な手続の確保 イ 当該契約の締結に当たっては、利用者等（指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び入居者並びに指定介護療養型医療施設の入院患者をいう。以下同じ。）又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 ロ 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ること（指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）。 ハ（略） 二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料 イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料 (1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。	一 適正な手続の確保 イ 当該契約の締結に当たっては、利用者等（指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び入居者並びに指定介護療養型医療施設の入院患者をいう。以下同じ。）又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 ロ 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ること（指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）。 ハ（略） 二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料 イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料 (1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

- (2) (i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）並びにユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)から(4)までの注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、ニ(1)から(4)までの注5及びホ(1)、(2)及び(3)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12及び注13、介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)、(2)及び(3)の注10、イ(1)、(2)及び(3)の注11、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6及びハ(1)、(2)及び(3)の注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイ、ロ、ハ及びニの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)、(2)及び(3)の注7、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)、(2)及び(3)の注4及びホ(1)及び(2)の注3に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用、入所又は入院するものは除く。）
室料及び光熱水費に相当する額

- (2) (i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）並びにユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに短期入所療養介護費のイ(1)、(2)及び(3)の注7、ロ(1)、(2)及び(3)の注8、ハ(1)、(2)及び(3)の注6、ニ(1)、(2)及び(3)の注5及びホ(1)、(2)及び(3)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12及び注13、介護保健施設サービスのイ及びロの注10及び注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)及び(2)の注9、イ(1)及び(2)の注10、ロ(1)及び(2)の注7、ロ(1)及び(2)の注8、ハ(1)及び(2)の注6及びハ(1)及び(2)の注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイ、ロ、ハ及びニの注12及び注13並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注5並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)及び(2)の注7、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注4及びホ(1)及び(2)の注3に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用、入所又は入院するものは除く。）
室料及び光熱水費に相当する額

口
(略)

口
(略)

事 務 連 絡
平成18年6月30日

各都道府県医療法担当課（室）
医療保険担当課（室）
介護保険担当課（室）

} 御中

厚生労働省医政局総務課
老健局総務課
保険局総務課

療養病床の再編成に関する相談体制の確保等について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

さて、療養病床の再編成につきましては、社会的入院の是正を図り、患者の状態に応じた施設の適切な役割分担の推進を図るため、今般の医療制度改革において実施することとされており、病床の円滑な転換を図るための転換支援措置等も講ずることとしているものであります。

療養病床については、本年7月1日に医療療養病床について医療区分等に基づく診療報酬が施行されるとともに、介護保険移行準備病棟や経過型介護療養型医療施設に関する報酬・基準も同日に施行されることとなっており、今後、再編成に関する照会等が本格化することが見込まれます。

こうしたことを踏まえ、各都道府県におかれては、以下の諸点について必要な体制の構築や対応等をお願いいたします。

（１）患者や住民、医療機関等からの相談・照会に応じる相談窓口の開設

患者や住民、医療機関等の相談窓口の開設については、既に4月13日に開催した療養病床に関する説明会においても依頼したところでありますが、関連部局で調整の上、改めて必要な体制について検討し、住民、医療機関の利便に資する一元的な相談体制を構築し、周知を図られるようお願いしたい。

また、住民から相談があった場合には、4月13日の説明会でお配りした資料を適宜ご活用いただきながら、情報提供願うとともに、必要に応じ市町村や地域包括支援センター等との連携を図ることにより不安の解消につながるよう、十分な連絡調整体制の確保に配慮されたい。

(2) 患者や住民、医療機関等に対する情報提供の推進

療養病床の再編成については、引き続き広く情報提供を行い、住民や医療機関の疑問や不安の解消に努めることが必要であるので、適宜説明会を開催するなどして情報提供願いたい。

国としても今後とも適宜必要な情報が固まり次第、情報提供することとしているのでよろしくお願いしたい。

(3) 情報収集と国への情報提供

各都道府県において把握した患者や住民、医療機関等からの相談状況や都道府県内の報道状況等以下の点について、厚生労働省として統一した連絡先を設けたので、下記連絡先に情報提供していただくようお願いする。

国としても今後地域ケア整備構想（仮称）の策定に向けた地域ケア整備指針（仮称）の策定を行うなど、療養病床の円滑な再編成に向けて必要な準備作業を進めることとしている。7月10日に開催する医療制度改革関連法に関する都道府県説明会においても適宜資料提供を行う予定であるので、各都道府県におかれてもそれぞれの地域での今後の対応方針について整理・ご検討をお願いしたい。

- ① 都道府県における住民・医療機関に対する相談体制の構築状況
〔7月7日（金）まで：様式自由〕
- ② 療養病床に入院している患者（家族を含む）・療養病床を有する医療機関から受けた個別の相談状況〔毎月：別紙様式1〕
- ③ 療養病床の再編成に向けた各都道府県の当面の対応方針・スケジュール〔随時：様式自由〕
- ④ 療養病床再編成に関する各地域における報道状況〔随時：様式自由〕
- ⑤ 各月ごとの療養病床数（医療保険適用・介護保険適用）の推移
〔毎月：別紙様式2〕

＜上記の情報提供に関する連絡先＞

厚生労働省老健局老人保健課企画法令係 担当：安藤、高橋

E-MAIL：andou-makotoda@mhlw.go.jp

TEL：03-3595-2490（ダイヤルイン） FAX：03-3595-4010

※別紙様式1及び2については、厚生労働省HP＞医療保険＞医療制度改革関連資料に掲載予定。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/index.html>

※別紙様式1及び2による情報提供についてはE-MAILにてお願いします。

療養病床の再編成に関する個別相談状況報告書

(平成 年 月分)

都道府県名

(連絡先)

1 療養病床を有する医療機関からの個別相談状況

① 病棟閉鎖及び病床減に関する相談	件
② 病床変更に関する相談	件
③ 介護保険事業計画に関する相談	件
④ 経営に関する相談	件
⑤ 転換助成等に関する相談	件
⑥ 患者の転院先に関する相談	件
⑦ 制度改正の概要に関する相談	件
⑧ その他	件
計	件

(重複回答あり)

2 療養病床に入院している患者(家族を含む)からの個別相談状況

① 退院後の受入れ先に関する相談	件
② ①のうち、入院している施設から転院を求められているもの	件
③ 制度改正の概要に関する相談	件
④ その他	件

(重複回答あり)

(注)毎月末日時点の件数を記載して下さい。

療養病床数(医療保険適用・介護保険適用)の推移に係る報告書
(平成 年 月分)

都道府県名

(連絡先)

1 医療保険適用の療養病床を有する医療機関(病院・診療所)

(1) 病床の増減

前月末現在病床数	床	
今月末現在病床数	床	(前月比 床)
* (別掲)介護保険移行準備病棟への転換		床
病床の減		
(内訳)	転換先の病床種別	一般病床
		精神病床
		療養病床(介護保険適用)
	その他()	
病床の増		
(内訳)	転換元の病床種別	一般病床
		精神病床
		療養病床(介護保険適用)
	その他()	

(2) 施設数の増減

前月末現在施設数	施設	
今月末現在施設数	施設	(前月比 施設)
* (別掲)介護保険移行準備病棟への転換		施設
施設の減		
(内訳)	転換先の施設種別	介護老人保健施設
		介護療養型医療施設
		その他()
施設の増		
(内訳)	転換元の施設種別	介護療養型医療施設
		その他()

2 介護療養型医療施設(介護保険適用)

(1) 病床の増減

前月末現在病床数	床		
今月末現在病床数	床	(前月比	床)
* (別掲)経過型介護療養型医療施設への転換			床
病床の減			床
(内 訳)	転換先の病床種別	一般病床	床
		精神病床	床
		療養病床 (医療保険適用)	床
	その他()		床
病床の増			床
(内 訳)	転換元の病床種別	一般病床	床
		精神病床	床
		療養病床 (医療保険適用)	床
	その他()		床

(2) 施設数の増減

前月末現在施設数	施設		
今月末現在施設数	施設	(前月比	施設)
* (別掲)経過型介護療養型医療施設への転換			施設
施設の減			施設
(内 訳)	転換先の施設種別	介護老人保健施設	施設
		その他()	施設
施設の増			施設
(内 訳)	転換元の施設種別	()	施設
		()	施設

(注1)毎月末日時点の数値等を記載して下さい。

(注2)「その他」に該当する種別が複数ある場合は、適宜行数を増やして記載して下さい。

(注3)1施設の転換で、転換先が複数ある場合は、該当する転換先施設種別を全て記載して下さい。